

# 資料編



## 目 次

### (総則関係資料)

1-1	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	1
1-2	防災会議条例	8
1-3	防災会議運営規程	10
1-4	災害対策本部条例	12
1-5	人口統計	13

### (災害予防計画関係資料)

2-0	災害予防計画各節担当確認表	14
2-1	奈良県防災行政通信ネットワーク設置状況	15
2-2	指定避難所及び指定緊急避難場所一覧	18
2-3	広域避難地一覧	19
2-4	一時集合場所一覧	20
2-5	町内医療関係機関一覧	21
2-6	災害時応援協定締結先一覧	23
2-7	防災備蓄状況	25
2-8	要配慮者利用施設一覧	26
2-9	地震防災緊急事業五箇年計画	27
2-10	平群町指定文化財一覧(宮内庁管轄分を含む)	27
2-11	消防力の現況及び消防施設	28
2-12	消防水利弱点整備地域	29
2-13	重要水防箇所	29
2-14	ため池要整備箇所	30
2-15	備蓄水防用資機材	30
2-16	道路危険箇所	30
2-17	土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所一覧	31
2-18	急傾斜地崩壊危険区域	32
2-19	山地災害危険地区	33
2-20	砂防指定地	34
2-21	地すべり防止区域	35

### (災害応急対策計画関係資料)

3-0	災害応急対策計画各節担当確認表	36
3-1	災害対策本部の組織体制	37
3-2	災害対策本部の担当一覧	38
3-3	動員体制表	39
3-4	災害対策本部の編成及び事務分掌	40

3-5	腕章、標識等.....	43
3-6	被害の認定基準.....	44
3-7	災害救助法による救助の内容.....	45
3-8	奈良県小災害の救助内規.....	50
3-9	平群町の警報・注意報発表基準.....	53
3-10	気象予警報等細分区域.....	54
3-11	特別警報の発表基準.....	55
3-12	災害情報、被害情報報告系統.....	56
3-13	防災関係機関連絡窓口.....	58
3-14	消防団条例.....	61
3-15	消防団規則.....	62
3-16	災害対策基本法に基づく車両通行止の標識.....	66
3-17	応急給水栓設置場所.....	67

(災害復旧計画関係資料)

4-0	災害復旧・復興計画各節担当確認表.....	68
4-1	援助資金等の概要.....	69
4-2	融資制度等の概要.....	73

(様式)

様式-1	緊急通行車両等確認申出書.....	77
様式-2	緊急通行車両等事前届出書(届出済証).....	78
様式-3	規制除外車両確認証明書.....	79
様式-4	規制除外車両確認申出書.....	80
様式-5	規制除外車両事前届出書(届出済証).....	81
様式-6	標章.....	82
様式-7	自衛隊の派遣要請書.....	83
様式-8	自衛隊の撤収要請書.....	84
様式-9	災害概況即報.....	85
様式-10	被害状況即報.....	91
様式-11	災害年報.....	95
様式-12	罹災証明書.....	97

## 1-1 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

### 1. 平群町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
平群町	1. 町防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 町災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の勧告または指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 施設及び設備の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

## 2. 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災に関する組織の整備・改善</li> <li>2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施</li> <li>3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</li> <li>4. 災害危険箇所の災害防止対策</li> <li>5. 防災に関する施設・設備の整備、点検</li> <li>6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</li> <li>7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検</li> <li>8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検</li> <li>9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</li> <li>10. 自主防災組織等の育成支援</li> <li>11. ボランティア活動の環境整備</li> <li>12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</li> <li>13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</li> <li>2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立</li> <li>3. 災害救助法の運用</li> <li>4. 消火・水防等の応急措置活動</li> <li>5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</li> <li>6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</li> <li>7. 緊急輸送体制の確保</li> <li>8. 緊急物資の調達・供給</li> <li>9. 災害を受けた児童、生徒の応急教育</li> <li>10. 施設、設備の応急復旧</li> <li>11. 県民への広報活動</li> <li>12. ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</li> <li>13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進</li> <li>2. 民生の安定化策の実施</li> <li>3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</li> <li>4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施</li> <li>5. 義援金の受入・配分等に関する計画</li> </ol>
奈良県警察本部 西和警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備</li> <li>2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実</li> <li>3. 道路実態の把握と交通規制の策定</li> <li>4. 防災訓練の実施</li> <li>5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害の実態把握</li> <li>2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止</li> <li>3. 行方不明者の捜索</li> <li>4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導</li> <li>5. 遺体見分又は検視</li> <li>6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制</li> <li>7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙</li> <li>8. 広報活動</li> <li>9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制</li> <li>2. 交通信号施設等の復旧</li> <li>3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</li> </ol>

### 3. 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合 消防本部・西和消防 署 町消防団	1. 火災の予防 2. 消防力の強化 3. 危険物等の規制と安全 の確保 4. 消防計画の立案	1. 火災の鎮圧やその他の災害の 軽減措置 2. 災害時の救急、救助	

### 4. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿地方整備局		1. 緊急を要すると認められる場 合の緊急対応の実施	
大阪管区气象台（奈 良地方气象台）	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及び その成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及 4. 職員の派遣（知事から の要請により職員を派遣 し防災情報の解説を行 う）	1. 災害発生後における注意報・ 警報・土砂災害警戒情報の暫 定基準の運用 2. 特に必要があると認める場合 の防災支援情報の提供	

### 5. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣 に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく 訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路または水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与または譲 与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

## 6. 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話(株) (奈良支店) KDDI(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ ソフトバンク(株)	1. 電気通信施設設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	1. 義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
日本通運(株) (奈良支店)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送
関西電力送配電(株) (奈良支社)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧
大阪ガス(株) (ネットワークカンパニー北東部導管部)	1. ガス供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	1. 被災ガス供給施設の復旧
日本郵便(株) (奈良中央郵便局)		1. 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	

## 7. 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道(株) 奈良交通(株)	1. 輸送施設等の保全	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良テレビ放送(株) 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) (株)毎日放送 朝日放送テレビ(株) 朝日放送ラジオ(株)	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
(株)朝日新聞社(奈良総局) (株)毎日新聞社(奈良支局) (株)読売新聞大阪本社(奈良支局) (株)産業経済新聞社(奈良支局) (株)日本経済新聞社(奈良支局) (株)中日新聞社(奈良支局) (株)奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局) (株)時事通信社(奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	1. LPガスによる災害の防止	1. LPガスによる災害の応急対策	1. LPガスの災害復旧
公益社団法人奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
奈良県土地開発公社	1. 所管施設の整備	1. 所管被災施設の応急対策	1. 所管被災施設の復旧

## 8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西和土地改良区	1. 土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	1. 土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	1. 土地改良区が管理している被災農地、農業用施設の復旧
奈良県農業協同組合	1. 共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3. 県・町が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
診療所及び病院等経営者	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1. 病院機能の早期復旧
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	1. 災害時における応急教育対策	1. 被災施設の復旧
エヌシーバス(株)	1. 輸送施設等の保全	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧
奈良近鉄タクシー(株)	同上	同上	同上
エフエム西大和(株)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
公益財団法人平群町地域振興センター		1. 避難施設の管理・運営	
社会福祉法人平群町社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動環境の整備 2. 災害ボランティアリーダー、コーディネーター等の育成	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	
自治会		1. 災害時における応急救援対策	

## 9. 住民・事業者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
住民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災知識の習得</li> <li>2. 避難所、避難路の確認</li> <li>3. 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄</li> <li>4. 自治会や自主防災組織等、地域の防災活動への参画</li> <li>5. 災害教訓の伝承</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の自主的運営</li> <li>2. 正確な災害情報の把握</li> <li>3. 近隣の負傷者の救出及び救護</li> <li>4. 要配慮者の支援</li> <li>5. 適切な避難</li> <li>6. 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力</li> </ol>	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自衛消防組織の整備等、防災体制の整備</li> <li>2. 施設及び設備等の安全管理</li> <li>3. 防災訓練の実施</li> <li>4. 従業員への防災知識の普及</li> <li>5. 地域の防災活動への参加及び協力</li> <li>6. 防災資機材の備蓄</li> <li>7. 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄</li> <li>8. 業務継続計画の作成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正確な災害情報の把握</li> <li>2. 従業員や利用者等の避難誘導</li> <li>3. 従業員や住民負傷者等の救出及び救護</li> </ol>	

## 1-2 防災会議条例

### ○平群町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条 例 第 5 号

改正 平成11年12月22日条例第22号

平成12年3月22日条例第1号

平成26年12月25日条例第18号

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき平群町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平群町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条に基づき、平群町水防計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (3) 町の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はそれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長、副会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、副町長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者で、町長が委嘱又は任命する。
  - (1) 県の職員
  - (2) 西和警察署の警察官
  - (3) 西和消防署の職員
  - (4) 教育長
  - (5) 町の職員
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 7 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 8 第6項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平群町水防協議会条例の廃止)

2 平群町水防協議会条例(昭和55年7月平群町条例第23号)は、廃止する。

附 則(平成26年12月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 防災会議運営規程

### ○平群町防災会議運営規程

昭和 37 年 12 月 24 日

規 定 第 号

改正 昭和51年10月1日規程第16号

平成19年3月30日規程第20号

平成25年3月21日規程第2号

平成26年12月25日規程第5号

(趣旨)

第1条 平群町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)並びに平群町防災会議条例(昭和37年12月平群村条例第5号)に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 平群町防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもってしなければならない。

(議事)

第3条 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(代理者)

第5条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合に於て委員はあらかじめ代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(専決)

第6条 会長は防災会議が処理すべき事故のうち、次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
  - (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
  - (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務防災課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月1日規程第16号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日規程第20号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 1-4 災害対策本部条例

### ○平群町災害対策本部条例

昭和37年12月24日  
条例第6号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき平群町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 人口統計

### 1. 人口・世帯数

人口世帯項目	データ
人口総数(2015)	18,883 (人) 男 8,908 (人) 女 9,975 (人)
人口増加数(2010-2015)	-844 (人)
人口増加率(2010-2015)	-4.28 (%)
15歳未満の人口(2015)	2,065 (人)
15歳から64歳の人口(2015)	9,995 (人)
65歳以上の人口(2015)	6,708 (人)
総世帯数(2015)	7,158 (世帯)

※平成27年度国勢調査(平成27年10月1日現在)

### 2. 平群町産業別就業者人口

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和45年度	3,811	1,186	1,226	1,399
昭和50年度	4,613	639	1,595	2,379
昭和55年度	6,502	440	2,250	3,812
昭和60年度	7,630	581	2,466	4,583
平成2年度	8,757	514	2,922	5,321
平成7年度	9,464	582	2,750	6,132
平成12年度	9,168	499	2,418	6,251
平成17年度	8,918	538	2,061	6,319
平成22年度	8,065	470	1,801	5,794
平成27年度	7,611	458	1,642	5,511

※各年度国勢調査より

## 2-0 災害予防計画各節担当確認表

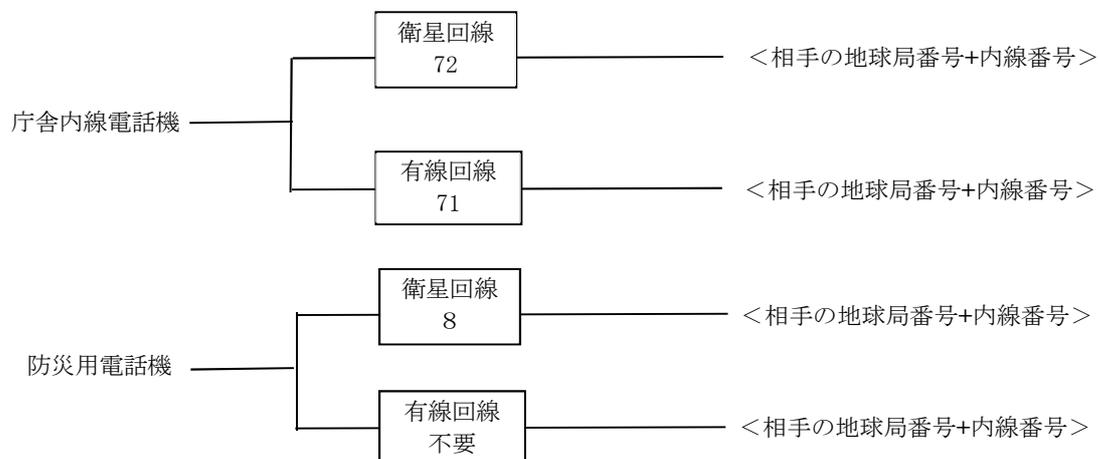
第2部 災害予防計画	関係課、関係機関等
第1章 防災基盤の整備	
第1節 防災まちづくり計画	各課
第2節 災害活動体制の整備	総務防災課、政策推進課、消防本部
第3節 情報連絡体制の整備	政策推進課、総務防災課
第2章 救援救護活動体制の整備	
第1節 避難計画	各課
第2節 医療・救護予防計画	健康保険課、西和消防署、地区医師会
第3節 飲料水・食料・生活必需品の確保	総務防災課、観光産業課、上下水道課
第4節 緊急輸送体制の整備	総務防災課、都市建設課
第5節 ボランティアの育成・確保計画	福祉こども課
第6節 要配慮者の災害予防計画	総務防災課、健康保険課、福祉こども課、都市建設課
第7節 その他応急対策への備え	健康保険課、住民生活課
第3章 防災教育の実施	
第1節 防災意識の啓発	総務防災課、教育委員会総務課、西和消防署
第2節 自主防災組織の育成	総務防災課、都市建設課、西和消防署
第3節 防災訓練の実施	総務防災課、教育委員会総務課、消防団、西和消防署、防災関係機関
第4章 個別災害予防計画	
第1節 地震災害予防計画	総務防災課、福祉こども課、都市建設課、教育委員会総務課
第2節 火災関係予防計画	総務防災課、都市建設課、消防団、消防本部・西和消防署
第3節 風水害予防計画	総務防災課、都市建設課
第4節 道路関係災害予防計画	都市建設課、観光産業課
第5節 地盤災害予防計画	総務防災課、都市建設課
第6節 危険物等災害予防計画	消防本部・西和消防署、危険物取扱事業所
第7節 ライフライン関係災害予防計画	政策推進課、総務防災課、上下水道課、近畿日本鉄道(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンク(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、ガス事業者

## 2-1 奈良県防災行政通信ネットワーク設置状況

### 1. 県防災行政通信ネットワークの概要

#### ■県防災行政通信ネットワーク回線接続概略図

##### ①電話のかけ方



##### ②FAX送信の仕方



### 2. 防災相互通信用無線局一覧

免許人	局種	呼出名称	周波数 (MHZ)	電力 (W)	設 (常) 置場所	使用形態
奈良県	ML	ぼうさいなら 40	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 41	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 42	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 43	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 44	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 45	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 46	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 47	158.35	5	奈良県庁	切替
	ML	ぼうさいなら 48	158.35	5	奈良県庁	切替
奈良県広域	ML	せいわ 101	158.35	10	西和消防署	切替
消防組合西	ML	せいわ 102	158.35	10	西和消防署	切替
和消防署	ML	せいわ 103	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 201	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 202	158.35	10	西和消防署	切替

免許人	局種	呼出名称	周波数 (MHZ)	電力 (W)	設(常)置場所	使用 形態
	ML	せいわ 203	158.35	10	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ 204	158.35	10	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ 205	158.35	10	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ 301	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 401	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 501	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 601	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 603	158.35	10	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ 604	158.35	10	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ 605	158.35	10	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ 701	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 702	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 703	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 801	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 902	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 903	158.35	10	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ 904	158.35	10	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ 905	158.35	10	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ 906	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ しえん 1	158.35	10	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ 2	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ きた 2	158.35	10	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ ひがし 2	158.35	10	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ みなみ 2	158.35	10	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ 1	158.35	10	西和消防署	切替
	ML	せいわ 51	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 52	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 53	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 54	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 55	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 56	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 57	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 58	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 59	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 60	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 61	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 62	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 63	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 64	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 65	466.77	1	西和消防署	切替

免許人	局種	呼出名称	周波数 (MHZ)	電力 (W)	設(常)置場所	使用 形態
	ML	せいわ 6 6	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 6 7	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 6 8	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 6 9	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 7 0	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 7 1	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 7 2	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 7 3	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ 7 4	466.77	1	西和消防署	切替
	ML	せいわ きた 5 1	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 2	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 3	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 4	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 5	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 6	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 7	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ きた 5 8	466.77	1	西和消防署北分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 1	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 2	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 3	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 4	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 5	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 6	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 7	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ ひがし 5 8	466.77	1	西和消防署東分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 1	466.77	1	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 2	466.77	1	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 3	466.77	1	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 4	466.77	1	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 5	466.77	1	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 6	466.77	1	西和消防署南分署	切替
	ML	せいわ みなみ 5 7	466.77	1	西和消防署南分署	切替
ML	せいわ みなみ 5 8	466.77	1	西和消防署南分署	切替	
日本赤十字社	ML	につせきなら105	158.35	10	奈良県赤十字血液センター	切替
	ML	につせきなら11	158.35	5	日本赤十字社奈良県支部	切替
	ML	につせきなら12	158.35	5	日本赤十字社奈良県支部	切替
	ML	につせきなら6	158.35	25	日本赤十字社奈良県支部	切替
大阪ガス(株)	ML	がすなら99	158.35	1	北東部事業本部奈良事業所	専用

## 2-2 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

### 【指定避難所及び指定緊急避難場所】

名称	所在地	収容人員	電話	指定緊急避難場所		避難対象地域
				震災時	大雨時	
平群北小学校	緑ヶ丘 1-4-1	420	45-4031	○	×	鳴川、櫛原、榎原、緑ヶ丘、西向、菊美台、フローラル西向
かんぼの宿 大和平群	上庄 2-16-1	180	45-0351	○	○	上庄、大和平群ホーム、上庄台、月見台
老人福祉センター 「かしのき荘」	梨本 351-1	270	45-5768	○	×	梨本、御陵苑
平群小学校 <sup>注1</sup>	吉新 2-2-13	580	45-0004	○	○	吉新、下垣内、三里
平群中学校	福貴 1301	870	45-0019	○	○	椿台、若葉台、ローズタウン若葉台
総合スポーツセンター (メインアリーナ)	福貴 72	2,210	45-6550	○	○	福貴団地、福貴、初香台、五月台、新初香台、光ヶ丘、若井、榎原、越木塚、福貴畑、久安寺、信貴畑
活性化センター 「くまがしステーション」	平等寺 75-1	110	45-8511	○	×	平等寺
平群南小学校	椿井 820	420	45-6135	○	○	椿井、白石畑、竜田川ネオポリス、信貴山
市民生活協同組合ならコープ「ディアーズコープたつたがわ」	椿井 734-1	140	45-8181	○	○	竜田川団地、北信貴ヶ丘
ブリズムめぐり	西宮 2-1-6	330	45-8600	○	×	西宮、日立団地、春日丘
平群町総合文化センター	吉新 3-1-34	424		○	○	町内全域
	合計	5,954				

※収容人員は、指定避難所の収容についての数値であって、指定緊急避難場所の収容については用いない。

※指定緊急避難場所は、震災時と大雨時とは区分して指定する。震災時には耐震性のない建物は使用しない。大雨時には家屋倒壊等氾濫想定区域内や土砂災害警戒区域内の避難所は使用しない。

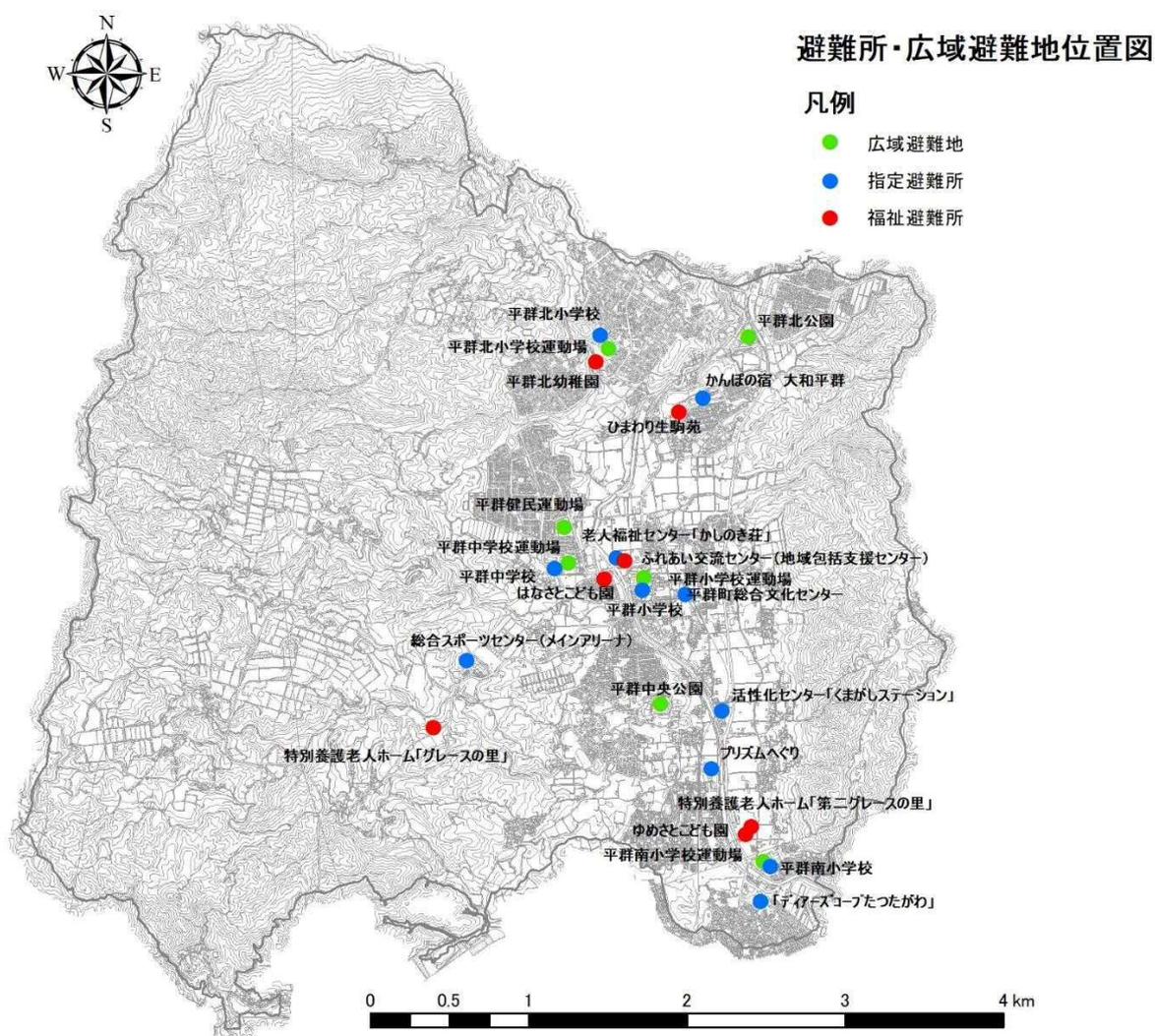
注1：平群小学校においては、大雨時の指定緊急避難場所としては、体育館のみを使用する。

### 【福祉避難所】

名称	所在地	電話番号	耐震	洪水 (想定最大)	洪水 (家屋倒壊)	土砂災害	避難対象者
ふれあい交流センター (地域包括支援センター)	梨本 350-1	45-7012	○	○	○	○	高齢者、障がいのある人
平群北幼稚園	緑ヶ丘 1-3-21	45-4545		○	○	×	乳幼児、妊産婦
はなさとこども園	福貴 1113	46-1201	○	○	○	○	乳幼児、妊産婦
ゆめさとこども園	椿井 242-1	45-1104	○	0.5~3.0m	○	○	乳幼児、妊産婦
特別養護老人ホーム「グレースの里」	越木塚 336-1	45-0865	○	○	○	×	高齢者
特別養護老人ホーム「第二グレースの里」	椿井 244	46-2383		0.5~3.0m	○	×	高齢者
ひまわり生駒苑	上庄 1-15-16	45-5511		○	○	○	高齢者

## 2-3 広域避難地一覧

名称	所在地	洪水 (想定最大)	洪水 (家屋倒壊)	土砂災害
平群北小学校運動場	緑ヶ丘 1-4-1	○	○	○
平群北公園	菊美台 1-11	○	○	○
平群小学校運動場	吉新 2-2-13	○	○	○
平群中学校運動場	福貴 1301	○	○	○
平群健民運動場	若葉台 5-109-5	○	○	○
平群中央公園	若井、西宮、下垣内地内	○	○	○
平群南小学校運動場	椿井 820	○	○	○



## 2-4 一時集合場所一覧

番号	施設名称	所在地	洪水 (想定最大)	洪水 (家屋倒壊)	土砂災害
1	鳴川集会所	鳴川 242	○	○	×
2	楳原集落センター	楳原 498	○	○	×
3	椿台会館	椿台 1-1-1	○	○	○
4	楳原自治会館	楳原 201-16	○	○	×
5	緑ヶ丘 (1) 集会所	緑ヶ丘 4-14-20	○	○	○
6	緑ヶ丘 (2) 集会所	緑ヶ丘 5-4-14	○	○	○
7	上庄農村環境改善センター	上庄 5-3-7	○	○	×
8	上庄会館	上庄 3-10-52	○	○	○
9	梨本集会所	梨本 402	○	○	○
10	若葉台集会所	若葉台 1-3-8	○	○	○
11	ローズタウン若葉台自治会館	若葉台 3-16-36	○	○	○
12	御陵苑公民館	梨本 733	○	○	○
13	吉新公民館	吉新 2-1-24	○	○	○
14	三里公民館	三里 1002-3	○	○	×
15	白石畑集会所	白石畑 231	○	○	×
16	平等寺公民館	平等寺 242	○	○	×
17	下垣内公民館	下垣内 133-1	0.5~3.0m	○	○
18	平群町公民館福貴分館	福貴 747	○	○	×
19	はつかやま会館	光ヶ丘 2-6-12	○	○	○
20	光ヶ丘自治会館	光ヶ丘 1-15-12	○	○	○
21	福貴団地自治会館	福貴 1049-114	○	○	○
22	福貴畑集落センター	福貴畑 1273	○	○	○
23	久安寺公民館	久安寺 1275	○	○	○
24	信貴畑集落センター	信貴畑 1207-1	○	○	○
25	榎原集会所	榎原 261-1	○	○	○
26	越木塚集会所	越木塚 52	○	○	○
27	若井集会所	若井 425-7	○	○	○
28	西宮公民館	西宮 1-10-5	○	○	○
29	春日丘公民館	春日丘 2-1-18	○	○	○
30	椿井集会所	椿井 985-1	○	○	○
31	竜田川集会所	竜田川 1-1-7	○	×	×
32	竜田川自治会館	竜田川 3-10-18	○	○	○
33	北信貴ヶ丘自治会館	北信貴ヶ丘 2-3-29	○	○	○
34	信貴山公民館	信貴山 2303-6	○	○	×
35	菊美台集会所	菊美台 3-18-1	○	○	○

※一時集合場所は、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公民館等について指定している。したがって、災害の状況に応じては、避難所及び広域避難地へ避難させることを前提としており、原則として、施設の管理はそれぞれの自治会等が実施することを想定している。

## 2-5 町内医療関係機関一覧

### 1. 町内医療機関

機関名	診療科目	電話
	住所	
芝田内科クリニック	内科、小児科	0745-46-3236
	平群町椿井 734-1	
たなかクリニック	内科・神経内科	0745-45-1916
	平群町下垣内 124	
はしもとクリニック	内科、消化器科	0745-45-6003
	平群町三里 384-1	
松井内科	内科	0745-45-8837
	平群町菊美台 1-7-5 宝栄辰巳ビル 2階	
若葉台クリニック	内科	0745-45-3150
	平群町若葉台 4-17-28	
医療法人石誠会 いしむら整形外科	整形外科、リハビリテーション科	0745-46-1468
	平群町三里 385-2	
とみい眼科	眼科	0745-45-8422
	平群町椿井 734-1	
あだち耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科、アレルギー科	0745-45-8852
	平群町三里 384-5	
菊美台クリニック	内科、腎臓内科	0745-46-2221
	菊美台 1-10-13	
たかつかこどもクリ ニック	小児科、アレルギー科	0745-46-2100
	下垣内 134-1	

令和元年10月現在

※平群町ホームページより

## 2. 町内歯科医療機関

機関名	住所	電話
つむら歯科医院	三里 385-1	0745-46-1115
大友歯科医院	菊美台 1-7-5 宝栄辰巳ビル 2-2	0745-45-0180
アイデンタルクリニック	菊美台 1-18-11	0745-46-1182
中田歯科医院	吉新 4-1-22	0745-45-1262
小向井歯科クリニック	北信貴ヶ丘 1-524-1	0745-46-2500
ほりうち歯科医院	西宮 2-6-21 サンローゼ竜田川 1 F	0745-45-6474
オオタ歯科医院	西宮 3-12-10	0745-45-4060
うえだ歯科医院	福貴 1135-1	0745-45-7565
西歯科医院	緑ヶ丘 1-6-26	0745-45-5861

令和元年 10 月現在

※平群町ホームページより

## 3. 町内薬局

機関名	住所	電話
江見調剤薬局	吉新 4-4-8	0745-45-3669
さかもと薬局平群店	下垣内 131-1	0745-46-3377
ドヒ薬局	西宮 3-10-2-1	0745-45-3349
メイプル薬局平群店	三里 384-1	0745-46-2170
モリタ薬局	椿井 734-1	0745-45-7770
サン薬局東山店	菊美台 1-7-5	0745-45-0390
サン薬局平群店	上庄 1-14-12	0745-45-3490
サン薬局三里店	下垣内 70-1	0745-45-8801
スマイル薬局菊美台店	菊美台 1-10-13	0745-43-6823

令和元年 10 月現在

※奈良県薬剤師会資料等より

## 2-6 災害時応援協定締結先一覧

	事業所名	防災協定締結日	協定内容
1	日本郵政(株)かんぽの宿 平群	平成13年6月21日	避難所の提供、浴場の開放等
2	NPO法人コメリ災害対策センター	平成21年3月31日	物資(作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ等)
3	(有)奈良八光環境社	平成21年9月1日	仮設トイレ
4	奈良県農業協同組合	平成21年10月30日	食料品(精米等)、物資(スコップ、クワ等)
5	敷島製パン(株)大阪昭和工場	平成21年11月2日	食料品(パン類)
6	奈良県電気工事工業組合	平成21年12月10日	公共施設における電気設備の応急復旧
7	平群町電気商工業協同組合	平成23年4月1日	公共施設における電気設備の応急復旧
8	平群町上下水道サービスセンター協同組合	平成23年4月1日	公共施設における上下水道施設の応急復旧
9	平群町土木組合	平成23年4月1日	公共施設における施設の応急復旧
10	市民生活協同組合ならコープ	平成23年11月1日	応急食料(パン、お茶等)、生活用品(紙コップ、ティッシュ・トイレットペーパー等)の提供並びに避難場所の提供
11	(株)ひかり	平成24年7月1日	柁、ドライアイス、骨つぼ、その他(天幕、幕張、納棺用品等)
12	(有)馬本賢商店	平成24年9月1日	仮設トイレ、し尿処理、災害瓦礫処理
13	NPO法人信貴山観光協会	平成24年10月1日	避難所として施設の利用
14	(社)信愛会	平成24年10月1日	福祉避難所として施設の利用
15	平群町医師会	平成24年12月13日	医療救護活動
16	セッツカートン株式会社	平成25年1月31日	段ボール製簡易ベット、段ボール製品(シート、ケース)、その他取扱商品
17	宮本組	平成25年12月6日	公共施設における施設の応急復旧
18	株式会社関西メディコ 保険調剤サン薬局	平成26年4月18日	災害時における物資供給(医薬品全般、医療品全般)
19	イオンビック(株)	平成27年5月13日	物資の提供【食料品(おにぎり、パン、飲料水等)、生活必需品(毛布、紙おむつ、哺乳瓶、使い捨て食器類等)】 一時避難場所の提供【駐車場】
20	平群町内郵便局	平成27年6月15日	情報提供【避難所開設状況や被害状況】、 広報活動【郵便局ネットワーク】
21	一般社団法人 日本非常食推進機構	平成27年10月23日	物資の提供【非常用非常食(白い小箱)と災害用物資(「避難所運営マニュアル」に記載されている「物資・食材の分類表」等)】
22	公益財団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成28年6月23日	公共施設における筆界点情報収集及び復元の応急復旧 町と連携した被害家屋の家屋調査及び登記・境界関係の相談窓口

	事業所名	防災協定締結日	協定内容
23	株式会社イカリトンボ	平成 29 年 4 月 6 日	物資の供給【福祉用具全般、衛生用品全般、医科機器全般 等】
24	奈良県葬祭業協同組合	平成 30 年 3 月 27 日	物資の供給【御棺、及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送 等】
25	大阪ガス株式会社	平成 30 年 12 月 27 日	後方支援部隊の活動拠点の使用【支援・復旧活動拠点施設の使用】
			情報提供【都市ガス停止に伴う復旧関連の情報提供】
26	ひまわり生駒苑	令和元年 10 月 30 日	福祉避難所の提供【施設利用】
			入浴の提供【浴場の開放】
27	株式会社アクティオ	令和元年 12 月 20 日	機材等の優先供給

令和元年 12 月末現在、町ホームページ

## 2-7 防災備蓄状況

### 1. 応援給水用機械器具の保有状況

	車両	給水機材	保守管理
平群町	トラック 2台	給水タンク 1台	上下水道課

出典：「奈良県地域防災計画資料」

### 2. 備蓄状況

備蓄品	備蓄数量	平群 小学校	平群南 小学校	平群北 小学校	平群 中学校	総合スポ ンセンター	プリズム へぐり	かんぼ 平群	はなさと こども園	ゆめさと こども園	総合文化 センター	北部支所	町役場
乾パン	5,208食	240食	240食	240食	240食	480食	120食	120食	120食	120食	240食	1,956食	1,092食
保存用ビスコ	900食											900食	
アルファーマイ	5,500食	200食	200食		200食	400食	600食	150食	200食	200食	200食	2,200食	950食
レトルトカレー	200食											200食	
飲料水(500ml)	4,056本	240本	240本	240本	240本	飲料水協定	120本	120本	120本	120本	240本	960本	1,416本
飲料水(500ml)	1,200本											1,200本	
簡易トイレ	2,160枚	120枚	120枚	120枚	120枚	240枚					120枚	480枚	840枚
毛布	1,983枚	150枚	150枚	150枚	150枚	300枚					600枚	110枚	373枚
飲料水用袋 (3リットル)	100枚											100枚	
飲料水用袋 (6リットル)	1,000枚												1,000枚
ベンリーセット (伊勢理セット)	280袋												280袋
普通マスク	22,500枚											22,000枚	500枚
生理用品	3,252枚											2,484枚	768枚
おしりふき 80枚入り	112個											112個	
紙おむつ こども用新生児	810枚											810枚	
紙おむつ こども用Sサイズ	811枚											729枚	82枚
紙おむつ こども用Mサイズ	576枚											512枚	64枚
紙おむつ こども用Lサイズ	486枚											432枚	54枚
紙おむつ 大人用Mサイズ	468枚											288枚	180枚
紙おむつ 大人用Lサイズ	672枚											256枚	416枚
ブルーシート シートタイプ	430枚	20枚	20枚	20枚	20枚	40枚			20枚	20枚	20枚	220枚	30枚
ブルーシート ロールタイプ	10本											10本	
土のう袋	12,800枚											7,000枚	5,800枚
木杭	295本											65本	230本

令和2年4月現在

## 2-8 要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	要配慮者の種類	所在地	電話番号	洪水 (想定最大)	洪水 (家屋倒壊)	土砂 災害	連絡体制
1	ゆめさとこども園	乳幼児	椿井 242-1	45-1104	0.5~3.0m	○	○	救護厚生部から施設長に連絡
2	平群北幼稚園	幼児	緑ヶ丘 1-3-21	45-4545	○	○	×	同上
3	平群北小学校	児童	緑ヶ丘 1-4-1	45-4031	○	○	×	同上
4	平群小学校	児童	吉新 2-2-13	45-0004	○	×	○	同上
5	平群南小学校	児童	椿井 820	45-6135	○	○	○	-
6	はなさとこども園	乳幼児	福貴 1113	46-1201	○	○	○	-
7	老人福祉センター「かしのき荘」	高齢者	梨本 351-1	45-5768	○	×	○	救護厚生部から施設長に連絡
8	NPO法人大空の家	知的障がい者及び身体障がい者	梨本 546-1	45-8182	○	○	○	-
9	保健福祉センター「プリズムめぐり」	全般	西宮 2-1-6	45-8600	○	×	○	救護厚生部から施設長に連絡
10	デイサービスセンター楽らく	高齢者	榎原 780	46-3190	○	○	○	-
11	ひまわり生駒苑	高齢者	上庄 1-15-16	45-5511	○	○	○	-
12	悠々の郷	高齢者	上庄 1-15-1	46-2255	○	○	○	-
13	グループホームやわらぎ	高齢者	上庄 3-7-25	45-3511	○	○	○	-
14	平群の里	高齢者	福貴 1354-11	46-3177	○	○	○	-
15	デイサービスセンターつくしの里	高齢者	三里 65	46-1108	○	○	×	救護厚生部から施設長に連絡
16	特別養護老人ホームグレースの里	高齢者	越木塚 336-1	45-0865	○	○	×	同上
17	グループホームやすらぎ	高齢者	菊美台 1-206-1	60-2706	○	○	×	同上
18	ふれあい交流センター(地域包括支援センター)	高齢者	梨本 350-1	45-7012	○	○	○	-
19	リハビリデイレふす	高齢者	若葉台 5-8-13	43-5834	○	○	○	-
20	ひまわり生駒苑 デイサービス	高齢者	上庄 1-15-16	46-3390	○	○	○	-
21	小規模多機能ホーム彩・平群	高齢者	吉新 1-3-33	27-9064	0.5m未満	○	○	救護厚生部から施設長に連絡
22	特別養護老人ホーム第2グレースの里	高齢者	椿井 244	46-2383	0.5~3.0m	○	×	同上

※洪水：竜田川洪水浸水想定区域

※土砂災害：土砂災害警戒区域

## 2-9 地震防災緊急事業五箇年計画

■平成 28 年度～令和 2 年度

事業項目	事業の概要	整備予定年度
消防用施設	消防水利整備 5 箇所	平成 28～令和 2 年
	消防車両購入 1 箇所	平成 29 年
共同溝等	道路事業（平群信貴山線） 1 箇所	平成 28～29 年
防災行政無線設備	町防災無線通信設備 1 箇所	令和元～2 年

## 2-10 平群町指定文化財一覧（宮内庁管轄分を含む）

番号	区分	指定主体	名称	備考
1	有形文化財	国指定	国宝 信貴山縁起絵巻(紙本著色信貴山縁起)	朝護孫子寺
2			重文 武器類(兜、袖、喉輪)	朝護孫子寺
3			重文 金銅鉢(延長7年銘)	朝護孫子寺
4			重文 木造聖観音立像	普門院(法隆寺 北倉)
5			重文 藤田家住宅	(福貴)
6		県指定	舞楽面(石川・退宿徳)	朝護孫子寺
7			銅造毘沙門天立像	朝護孫子寺
8			木造深沙大将立像	杵築神社
9			梵鐘(元仁2年銘)	千光寺
10		町指定	菊水の旌旗	朝護孫子寺
11			石室十三仏	朝護孫子寺
12			薬師如来坐像	金勝寺
13			薬師三尊像	金勝寺
14			金勝寺磨崖石仏群(不動、地藏など)	金勝寺
15			石造十三重層塔	金勝寺墓地
16			行者像、前鬼後鬼像	千光寺
17			石造十三重層塔・宝塔	千光寺
18			清滝石仏群(地藏、五尊仏など)	千光寺
19			揺るぎ地藏石仏群	千光寺
20			聖観音坐像(銘宿院仏師源次)	杵築神社
21			光明寺跡五輪塔群	(榎原)
22			椿井線刻石仏	(椿井)
23	有形民俗文化財	国指定	生駒十三峠の十三塚	(福貴畑) (八尾市)
24	史跡	国指定	烏土塚古墳	(春日丘)
25		県指定	西宮古墳	(西宮)
26			椿井宮山塚古墳	(椿井)
27			ツボリ山古墳	(福貴)
28			三里古墳	(三里)
29			命蓮墓(墳墓)	朝護孫子寺
30		町指定	信貴山城跡	朝護孫子寺
31			剣上塚古墳	(若井)
32			栗塚古墳	(若井)
A		陵墓		長屋王の墓
B			吉備内親王の墓	(梨本)

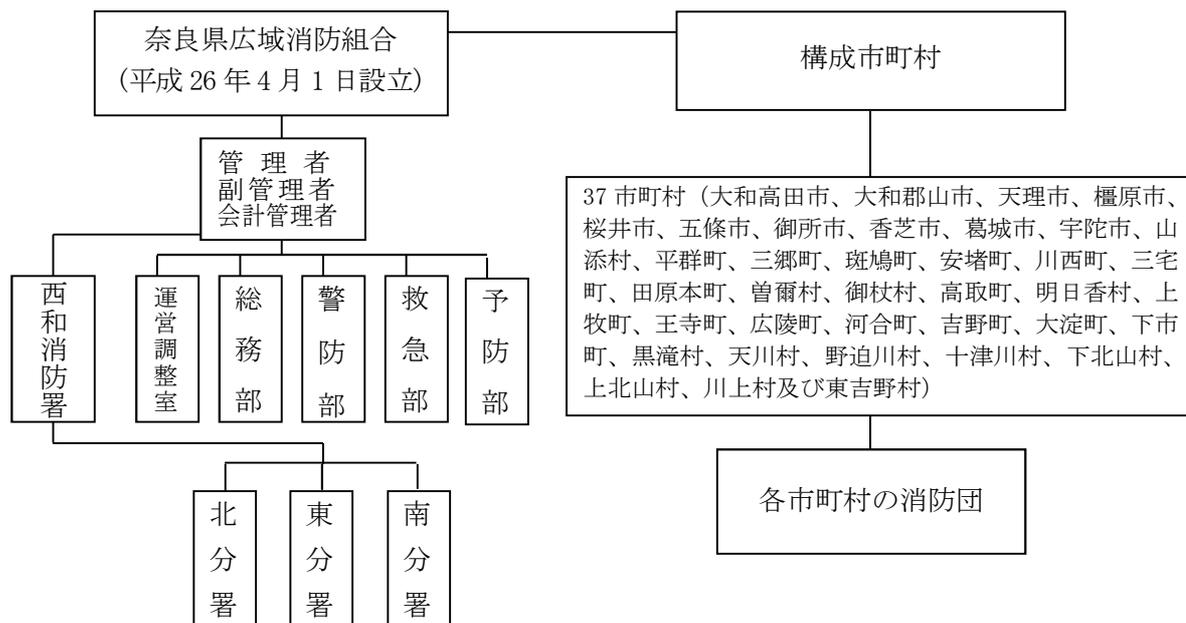
## 2-1-1 消防力の現況及び消防施設

### 1. 平群町の消防力

組織名	人数
奈良県広域消防組合	1284人
内西和消防署	145人
平群町消防団（定員）	74人

（平成30年12月31日現在）

### 2. 奈良県広域消防組合組織表（抄）



### 3. 消防団消防車一覧表

	車名	登録番号	登録年月日
本部指令車	三菱デリカ	奈良 800 す 3776	H26. 7. 15
第1分団ポンプ車	いすゞエルフ	奈良 800 さ 465	H10. 10. 12
第1分団積載車	スズキエブリィ	奈良 880 あ 1423	H28. 1. 20
第2分団ポンプ車	いすゞエルフ	奈良 800 さ 1593	H11. 9. 29
第2分団積載車	いすゞエルフ	奈良 800 す 1905	H22. 8. 23
第3分団積載車	トヨタダイナ	奈良 88 す 4835	H7. 9. 26
第3分団積載車	ダイハツハイゼット	奈良 88 す 5873	H28. 7. 28
消防防災用車両	いすゞエルフ	奈良 800 さ 1758	H11. 11. 4

#### 4. 平群町消防団の組織

名称	定数	実数
本部	7名	7名
第1分団	23名	17名
第2分団	23名	19名
第3分団	21名	18名
計	74名	61名

(平成31年4月1日現在)

### 2-1-2 消防水利弱点整備地域

地 域	改 善 方 法
下垣内（平群駅南東側地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
平等寺（道の駅北側地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
椿台	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
福貴畑（高峰、大道地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
福貴団地	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
椿井（椿井公民館東側地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
緑ヶ丘（1・2丁目地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
上庄（1・2丁目地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置
春日丘地区（2丁目地区）	消火栓設置（官口径の強化） 又は防火水槽設置

### 2-1-3 重要水防箇所

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種 別	特に重要な水防箇所		種 別
				位 置	延長(m)		位 置	延長(m)	
竜田川	左	郡山	平群町	自 平群町上庄 至 平群町椿井	3,130	堤防高	自 平群町椿井 至 平群町椿井	400	堤防高・水衝
	右	郡山	平群町	自 平群町上庄 至 平群町椿井	3,130	堤防高	自 平群町椿井 至 平群町椿井	400	堤防高・水衝

出典：「令和元年奈良県水防計画（資料）」

## 2-14 ため池要整備箇所

番号	ため池名	所在地	管 理 代 表 者	受益面積 (ha)	ため池の規模					予想される被害		
					堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	経過 年数	予想 危険箇所	人家 (戸)	道路	田畑 (ha)
1	甲田池	福 貴 畑	各大字総代及 び自治会長又 は水利代表者	20	7.6	50	8,200	300	堤体 余水吐	—	町道	10
2	イラキ池	椿 井	〃	8	10.8	44	13,500	300	〃	50	〃	6
3	宮 池	三 里	〃	11	6.5	64	1,500	300	〃		〃	5
4	西脇池	下 垣 内	〃	2	7	46	1,200	600	堤	17	〃	1
5	下田池	平 等 寺	〃	30	6	40	5,000	500	〃	36	〃	50
6	堂ノ池	櫟 原	〃	15	9	30	5,300	200	〃	20	〃	10
7	ズガノ池	福 貴	〃	8	7.3	45	14,700	200	〃	50	〃	20
8	宮 池		〃	10	5.6	60	2,380	—	〃	30	〃	4

出典：「奈良県地域防災計画資料」

## 2-15 備蓄水防用資機材

名称	数量	名称	数量	名称	数量
袋類	5,000	スコップ	16	のこぎり	6
杭	50	つるはし	3	かけや	5
シート	250	とびくち	8	ペンチ	3
縄巻	3	くわ	3	金槌	9
鉄棒(kg)	10	かま	17	懐中電灯	30
釘(kg)	2	なた	5		

出典：「令和元年奈良県水防計画（資料）」

## 2-16 道路危険箇所

番号	路線名	危険箇所		危険内容	迂回路
		所在地	延長(m)		
1	国道 168 号	椿井	250	落石・崩壊	有
2	国道 168 号	上庄	165	落石・崩壊	有
3	平群信貴山線	四つ辻	50	落石・崩壊	有
4	平群信貴山線	信貴畑	315	落石・崩壊	無

出典：「奈良県地域防災計画資料」

## 2-17 土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所一覧

所在地 (町名)	指定緊急避難場所	急傾斜地の崩壊		土石流	
		警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
櫛原	かんぼの宿 大和平群	19	18	3	3
櫛原(緑ヶ丘再掲)	かんぼの宿 大和平群	(1)	(0)	(0)	(0)
上庄	かんぼの宿 大和平群	0	0	5	4
上庄(梨本再掲)	平群小学校	(0)	(0)	(3)	(3)
上庄(三里再掲)	平群町総合文化センター	(0)	(0)	(2)	(2)
菊美台	かんぼの宿 大和平群	0	0	4	1
菊美台(上庄再掲)	かんぼの宿 大和平群	(0)	(0)	(1)	(0)
菊美台(槻原再掲)	かんぼの宿 大和平群	(0)	(0)	(4)	(1)
久安寺	総合スポーツセンター	15	15	0	0
越木塚	総合スポーツセンター	1	1	2	0
信貴山	総合スポーツセンター	6	6	0	0
信貴山(信貴山西再掲)	総合スポーツセンター	(6)	(6)	(0)	(0)
信貴山(信貴山東再掲)	総合スポーツセンター	(1)	(1)	(0)	(0)
信貴畑	総合スポーツセンター	10	9	0	0
信貴畑(勢野再掲)	—	(0)	(0)	(1)	(1)
槻原	かんぼの宿 大和平群	7	7	0	0
槻原(上庄再掲)	かんぼの宿 大和平群	(1)	(1)	(0)	(0)
下垣内	平群小学校	2	2	0	0
下垣内(光ヶ丘再掲)	平群中学校	(1)	(1)	(0)	(0)
白石畑	平群南小学校	9	9		
白石畑(平等寺再掲)	平群町総合文化センター	(3)	(3)	(0)	(0)
竜田川	平群南小学校、「ディアーズコープたつたがわ」	2	2	0	0
竜田川(龍田北再掲)	—	(2)	(2)	(0)	(0)
椿井	平群南小学校	2	2	6	5
椿井(竜田川再掲)	平群南小学校	(2)	(2)	(3)	(3)
椿井(龍田北再掲)	—	(0)	(0)	(3)	(3)
鳴川	かんぼの宿 大和平群	12	12	11	10
鳴川(櫛原再掲)	かんぼの宿 大和平群	(0)	(0)	(2)	(2)
鳴川(小平尾町再掲)	—	(1)	(1)	(5)	(5)
平等寺	平群町総合文化センター	0	0	2	2
平等寺(椿井再掲)	平群南小学校	(0)	(0)	(2)	(2)
福貴	総合スポーツセンター	2	2	6	4
福貴畑	総合スポーツセンター	28	28	3	1
槻原	「ディアーズコープたつたがわ」	4	4	3	1
三里	平群町総合文化センター	1	1	9	4
三里(下垣内再掲)	平群小学校	(0)	(0)	(4)	(2)
三里(椿井再掲)	平群南小学校	(0)	(0)	(1)	(0)
三里(平等寺再掲)	平群町総合文化センター	(0)	(0)	(4)	(2)
緑ヶ丘	かんぼの宿 大和平群	1	1	0	0
若葉台	平群中学校	3	2	2	1
合計箇所		124	121	56	36

資料：「奈良県ホームページ」

## 2-18 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	区域表示	告示番号	指定面積 (ha)
福貴 (イ)	次に掲げる標柱1号と2号を里道西側官民地境界線に沿って結んだ線、2号から7号までを順次結んだ線、7号と8号を国有水路南側官民地境界線に沿って結んだ線、8号と9号を結んだ線、9号と10号を国有水路南側官民地境界線に沿って結んだ線及び10号と1号を灰田川右岸河川境界線に沿って結んだ線とに囲まれる区域 生駒郡平群町大字福貴 1967 番 1 号、333 番 2 号、337 番 3 号、338 番 4 号、342 番 5 号、343 番 6 号、347 番 7 号、346 番 8 号、345 番 9 号、1967 番 10 号	平成8年9月3日 263号	0.20
櫟原 (イ)	次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域 生駒郡平群町櫟原5番2 1号及び12号から18号まで、生駒郡平群町緑ヶ丘一丁目9番 2号、6番2 3号、6番1 4号及び5号、3番6号から8号まで、4番 9号及び10号、5番6 11号	平成26年11月28日 第295号	

## 2-19 山地災害危険地区

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
1151	鳴川		2ha	山腹崩壊	22		町道
1152	鳴川		3ha	山腹崩壊	4		町道
1153	櫛原	上垣内	2ha	山腹崩壊	4		町道
1154	櫛原	下庄	1ha	山腹崩壊	1		町道
1155	櫛原	中垣内	1ha	山腹崩壊	1	1	町道
1156	櫛原	美之谷	1ha	山腹崩壊	5		
1157	櫛原	美之谷	1ha	山腹崩壊	3		
1158	櫛原	美之谷	2ha	山腹崩壊	2		町道
1159	栴原		1ha	山腹崩壊	5		
1160	三里	安明寺	2ha	山腹崩壊	20		
1161	三里	中之宮	3ha	山腹崩壊	1		
1162	白石畑		1ha	山腹崩壊	2		
1163	平等寺		2ha	山腹崩壊	3		町道
1164	平等寺		3ha	山腹崩壊	12	1	
1165	椿井		3ha	山腹崩壊	15		町道
1166	椿井		8ha	山腹崩壊	18	1	町道
1167	ふし原		1ha	山腹崩壊	5		町道
1168	ふし原		1ha	山腹崩壊			町道
1169	福貴畑	西庄	1ha	山腹崩壊	5	1	町道
1170	福貴畑	高峰大道	1ha	山腹崩壊	21		町道
1171	福貴畑	片福貴	1ha	山腹崩壊	3		町道
1172	久安寺	久保	2ha	山腹崩壊	1		国道
1173	久安寺	久保	1ha	山腹崩壊	3		町道
1174	信貴畑	丸尾	1ha	山腹崩壊	2		町道
1175	信貴畑	山角	1ha	山腹崩壊	4		町道
1176	信貴山	信貴山	5ha	山腹崩壊	10		
1177	下垣内		1ha	山腹崩壊	5	1	町道
1178	三里	岩井	2ha	山腹崩壊		1	
1179	久安寺	久保	1ha	山腹崩壊			町道
1180	久安寺	久保	1ha	山腹崩壊	20		町道
1181	久安寺	北垣内	1ha	山腹崩壊	20		
1182	鳴川		1, 100m	崩壊土砂流出	10		
1183	上庄	1	400m	崩壊土砂流出	3	1	
1184	上庄	2	600m	崩壊土砂流出	2	1	
1185	三里		400m	崩壊土砂流出	5		
1186	椿井		600m	崩壊土砂流出	20	1	

資料：「奈良県地域防災計画資料」

## 2-20 砂防指定地

	区域	指定年月日	告示 番号	指定面積 (ha)
1	三里字ソウ	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.405
2	三里字トクリ山	明治 38 年 12 月 23 日	179	3.33
3	三里字一本松	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.32
4	三里字奥山 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.496
5	三里字三本松	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.417
6	三里字車坂	明治 38 年 12 月 23 日	179	2.455
7	三里字大岩	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.521
8	三里字大谷	明治 38 年 12 月 23 日	179	9.195
9	三里字東坂	明治 38 年 12 月 23 日	179	2.455
10	三里字平群山	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.227
11	上庄字キチン田	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.022
12	上庄字ショップ谷 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.105
13	上庄字ホケ谷 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.091
14	上庄字井手口 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.009
15	上庄字岩田	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.044
16	上庄字岩田ノ上 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.02
17	上庄字向井田 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.583
18	上庄字高畑毛 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.006
19	上庄字水落	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.009
20	上庄字池ノ首 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.168
21	上庄字峠 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.044
22	上庄字畑野	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.027
23	西向字ドヤク (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.588
24	西向字ドエ	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.12
25	西向字ノバサ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.206
26	西向字ハ (八) ゲ山 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.597
27	西向字ヲバサ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	1.862
28	西向字垣内 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.176
29	西向字割石	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.002
30	西向字久保	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.004
31	西向字寺脇 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.003
32	西向字大門 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.043
33	西向字谷田 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.024
34	西向字北原 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.138
35	白石畑字宮ノ後 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.05
36	白石畑字宮ノ口 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.01
37	白石畑字城山 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.136
38	白石畑字石流 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.021
39	白石畑字善治山	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.109
40	白石畑字谷ノ垣内 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.651
41	白石畑字中サへ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.015
42	白石畑字中ノ切	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.248
43	白石畑字堂山 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	3.853
44	白石畑字道ノ上 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.006
45	白石畑字北ノ谷 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.01
46	白石畑字北浦 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.046
47	梨本字ヒノ谷 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.029
48	梨本字浦 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.173
49	梨本字下ノヤ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.025
50	梨本字京杲 (果) (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.146
51	梨本字山本 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.059
52	梨本字小坂前 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.047
53	梨本字西山 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	6.19
54	梨本字地藏前 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.046
55	梨本字東山	明治 38 年 12 月 23 日	179	6.891
56	梨本字飛ノ谷 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.099
57	槻原字シヨヅカイ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.608
58	槻原字ドロ (耕宅地を除く)	大正 3 年 4 月 1 日	29	0.592
59	槻原字ヒラ (耕宅地を除く)	大正 4 年 3 月 27 日	17	0.628
60	槻原字ヒラ西 (耕宅地を除く)	大正 4 年 3 月 27 日	17	0.3
61	槻原字フリ川	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.199
62	槻原字マンカ淵 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.448
63	槻原字岩ハナ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.221

	区域	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)
64	槻原字鉄淵	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.301
65	槻原字寺垣内 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.001
66	槻原字正當 (耕宅地を除く)	大正 4 年 3 月 27 日	17	0.922
67	槻原字石ヶ谷 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	178	1.146
68	槻原字石舟	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.25
69	槻原字大谷	明治 38 年 12 月 23 日	178	1.167
70	槻原字太谷口 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	178	0.233
71	槻原字湯ノ口 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	179	0.049
72	槻原字北ウラ (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	178	1.262
73	槻原字龍ノ本 (耕宅地を除く)	明治 38 年 12 月 23 日	178	0.404
74	櫛原字庄當 21、22、2285、47、49、17	大正 4 年 3 月 27 日	18	0.232
75	櫛原字庄當 20 の 1、20 の 2、52~54	大正 4 年 3 月 27 日	17	0.667
76	次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 3 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 3 号を昭和 49 年 3 月 30 日建設省告示第 512 号で指定した右岸境界線に沿って結んだ線とに囲まれた土地の区域 平群町大字福貴 849 番 1 号から 3 号まで	平成 3 年 3 月 20 日	651	0.12
77	次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 4 号を昭和 49 年 3 月 30 日建設省告示第 512 号で指定した左岸境界線に沿って結んだ線とに囲まれた土地の区域 平群町大字福貴 1867 番 1 号から 3 号まで 23032 番 4 号	平成 3 年 3 月 20 日	651	-
78	次に掲げる土地ならびにこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷及び道路敷 (昭和 49 年 3 月 30 日建設省告示第 512 号で指定した土地の区域を除く。) 奈良県生駒郡平群町大字福貴 920 番、922 番及び 923 番、1180 番から 1183 番まで、1678 番及び 1679 番、1680 番 1 及び 1680 番 2、1681 番及び 1682 番、1683 番 1 及び 1683 番 2、2730 番 2	平成 18 年 9 月 28 日	1147	1.64
79	平群町大字岩クマ 97 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から 1 級河川櫛原川上流端 (町道橋奥畑橋) までの区間の櫛原川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷並びに同町大字鯉ヶ岩 18 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から櫛原川合流点に達するまでの区間の櫛原川支川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	昭和 49 年 3 月 30 日	512	14.1
80	平群町大字信貴畑字寺田 2182 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から 1 級河川井文字川上流端までの区間の井文字川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷並びに同文字久安寺谷 1124 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から井文字川合流点に達するまでの区間の井文字川支川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	昭和 49 年 3 月 30 日	512	13.5
81	平群町大字福貴畑字丁字ヶ池 2337 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から 1 級河川灰田川上流端 (町道橋森橋) までの区間の灰田川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	昭和 49 年 3 月 30 日	512	6.75
82	平群町大字梨本 1218 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から 1 級河川外川上流端までの区間の外川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷 (但し明治 38 年 12 月 23 日内務省告示第 179 号で指定した土地を除く)	昭和 49 年 3 月 30 日	512	7.05
83	平群町大字櫛原字笹尾 1293 番地のの上流筆境を対岸に延長した線から同字 1804 番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の大釜川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	昭和 49 年 3 月 30 日	512	5.16

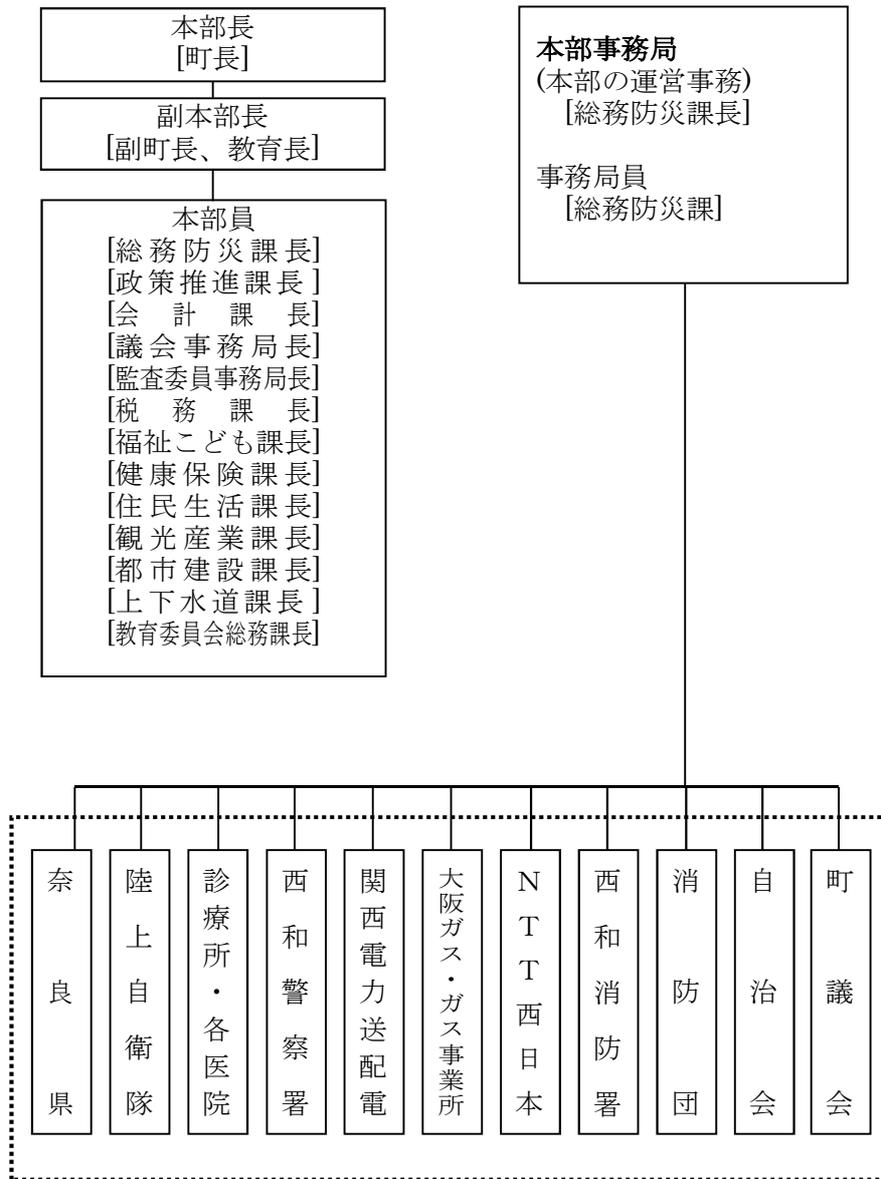
## 2-2-1 地すべり防止区域

地区名	区域	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)
信貴山東町	次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 4 号までを順次結んだ線、標柱 4 号と 5 号を町道左岸勢野 71 号線に沿って結んだ線、標柱 5 号と 6 号を結んだ線及び標柱 1 号と 6 号を結んだ線とに囲まれる区域 平群町大字信貴山 2258 1 号、三郷町大字勢野 2146 2 号、2145 3 号、2150-30 4 号、平群町大字信貴山 2258 5 号、2258 6 号	昭和 58 年 3 月 31 日	913	7.4

### 3-0 災害応急対策計画各節担当確認表

第3部 災害応急対策計画	関係課、関係機関等
第1章 防災組織の活動体制	
第1節 活動体制計画	各課、防災関係機関
第2節 災害救助法の適用	総務防災課、福祉こども課
第3節 応援要請計画	各課
第4節 災害時の通信連絡	政策推進課、西和消防署
第5節 地震情報の伝達	総務防災課
第6節 気象予警報等の伝達	総務防災課
第7節 早期災害情報の収集・伝達	各課、防災関係機関
第8節 被害状況の調査・報告	各課、防災関係機関
第9節 広報計画	政策推進課
第2章 救援・救護計画	
第1節 消防活動計画	総務防災課、消防団、西和消防署
第2節 水防活動計画	総務防災課、都市建設課、消防団
第3節 避難対策計画	各課、消防団、西和消防署、西和警察署
第4節 救出計画	総務防災課、消防団、西和消防署、西和警察署
第5節 医療・救護計画	健康保険課
第6節 要配慮者対策	政策推進課、福祉こども課
第7節 交通輸送対策等	都市建設課、県公安委員会、西和警察署
第8節 食料供給計画	観光産業課、教育委員会
第9節 給水計画	上下水道課
第10節 生活必需品等の供給計画	住民生活課、福祉こども課
第11節 遺体の捜索・処理及び火葬計画	住民生活課、消防団、西和警察署
第3章 各種応急対策	
第1節 ライフライン施設の応急対策	上下水道課、西和消防署、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、KDDI㈱、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンク㈱、大阪ガス株式会社、ガス事業者等、近畿日本鉄道㈱
第2節 公共施設等の応急対策計画	健康保険課、福祉こども課、観光産業課、都市建設課、教育委員会
第3節 危険物施設等応急対策計画	総務防災課、西和消防署、西和警察署、ガス事業者等、防災関係機関
第4節 二次災害防止対策	都市建設課
第5節 防疫・保健衛生計画	住民生活課、健康保険課
第6節 廃棄物処理及び清掃計画	住民生活課
第7節 ボランティア対策計画	福祉こども課
第8節 労務計画	総務防災課
第9節 住宅応急対策計画	都市建設課
第10節 教育対策	教育委員会

### 3-1 災害対策本部の組織体制



### 3-2 災害対策本部の担当一覧

災害対策本部	町長、副町長、教育長、課長級以上の管理職	
本部事務局	総務防災課（担当）	
部名	係名	担当課名
企画総務部	防災情報係	総務防災課、議会事務局、監査委員事務局
	経理係	会計課
	広報係	政策推進課
	庶務係	税務課
救護厚生部	避難係	福祉こども課、住民生活課
	環境係	住民生活課
	医療福祉係	健康保険課、福祉こども課
施設資材部A	農林商工係	観光産業課
	土木施設係	都市建設課
施設資材部B	水道係	上下水道課
	下水道係	上下水道課
教育総務部	教育総務係	教育委員会総務課
	社会教育係	教育委員会総務課

### 3-3 動員体制表

体制	動員		配備基準			参集目的	企画 総務部	救護 厚生部	施設資 材部A	施設資 材部B	教育 総務部		
	総 数	区 分	地震	気象									
				風水害	特別 警報								
対策本部	警戒 対策 本部	9人	対策 動員 約9人	大規模 地震予 知※1	台風の接 近 異常気象 の予測	特別警報 発令	対策会議 の開催	部会長	部会長	部会長	部会長	部会長	
		50人	予備 動員 約41人	震度4 の地震	気象警報 発令	特別警報 発令	情報収集 初動期パト ロール 各施設確 認	課長級以 上の管理 職 総務防災 課主幹	課長級 以上の 管理職 各施設 課主幹	課長級以 上の管理 職 都市建設 課主幹	主幹級管 理職	課長級 以上の 管理職 教育委員 会総務課 主幹	
		92人	1号 動員	A 約42人	震度5 の地 震	小規模災 害の発生 が予想さ れる時	特別警報 発令	情報収集 広報活動 パトロール 及び作業	主幹級管 理職 一般職員	主幹級 管理職 一般職員	主幹級管 理職 一般職員	一般職員	給食セン ター所長 一般職員
				B 約26人	震度5 の地 震	小規模災 害の発生 が強く予 想される 時	特別警報 発令	情報収集 広報活動 パトロール 強化及び 作業	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	こども 園園長 一般職員
	災害 対策 本部	131人	2号 動員 約13人	震度5 の地 震	中規模災 害の発生 が予想さ れる時	特別警報 発令	災害対策	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	
		343人	3号 動員 全職員	震度6 以上の 地震	大規模災 害の発生 が予想さ れる時	特別警報 発令	災害対策	全職員 【臨職含む】					

○上記動員表は基本とし、必要に応じて対応すること。

○動員者については、別途動員表を作成し対応すること。

※1：南海トラフ地震臨時情報の発表を含む。

令和元年10月現在

### 3-4 災害対策本部の編成及び事務分掌

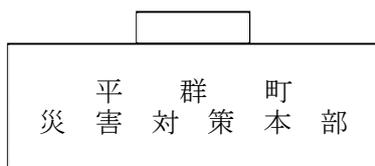
担当部署名		事務分掌	
部名 ○責任者 ( )副責任者	係名 ○責任者 ( )副責任者	主な内容	具体的な事務分掌
災害対策本部 ○町長 (副町長) (教育長) (課長級以上の管理職)		災害対策本部の設置等	1. 災害対策本部の設置及び解散に関すること（以下「に関すること」省略） 2. 本部事務局、部の設置 3. 防災会議の招集 4. 職員の招集、解散
		応援要請	5. 県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への応援要請 6. 自衛隊の災害派遣要請（県を通じて） 7. 応急救助のための労働者の確保（県を通じて）
		避難勧告	8. 避難勧告、避難の指示等の実施
		災害救助法	9. 大規模災害情報（災害救助法適用の判断に必要な基礎資料）の県への報告（企画総務部と連携協力） 10. 災害救助法の適用申請
本部事務局 ○総務防災課長		連絡調整	11. 企画総務部との連絡調整 12. 災害対策本部及び各部との連絡調整 13. 防災関係機関・協力団体との連絡調整 14. 災害に関する議会との連絡
企画総務部 ○政策推進課長 (税務課長) (議会事務局長) (監査委員事務局長) (会計課長)	防災情報係 ○総務防災課主幹 (議会事務局主幹)	情報の収集	1. 気象予警報等の受理 2. 職員の出動状況の把握及び記録 3. 早期災害情報の収集 4. 被害状況調査結果のとりまとめ 5. 他市町村との情報交換 6. 各部の応急対策実施状況の把握 7. 震災に関する情報の収集
		情報の伝達	8. 気象予警報等の伝達 9. 防災行政無線の運用 10. 通信施設の状況把握 11. 災害時優先電話等災害用有線施設の活用 12. 災害概況即報（早期災害情報）、被害状況即報（被害状況調査結果）等被害状況の県への報告 13. 応急対策実施状況の県への報告
		自衛隊受入れ	14. 自衛隊の受入れ体制の準備
		消(水)防	15. 西和消防署との連絡 16. 消防用資機材の調達 17. 消防活動の支援 18. 水防情報の収集及び県、防災関係機関への周知 19. 水防用資機材の調達 20. 水防活動の支援 21. 防災関係機関等への通報
	経理係 ○会計課主幹	経理	1. 災害応急対策関係経費の支払い 2. 災害に関する予算措置 3. 義援金の受付・保管
	広報係 ○政策推進課主幹	広報広聴	1. 庁内広報 2. 住民への広報活動 3. ボランティアの募集 4. 外国人に対する広報 5. 報道機関に対する発表 6. 災害写真の撮影及び収集・整理 7. 義援物資の募集 8. 自治会、自主防災組織との連絡 9. 住民相談窓口の設置と広聴活動
	電算システム	10. 電算システム及び庁内LANの保守	

担当部署名		事 務 分 掌	
部 名 ○責任者 ( )副責任者	係 名 ○責任者 ( )副責任者	主な内容	具体的な事務分掌
企画総務部	庶務係 ○税務課主幹	車両の確保	1. 町保有車両の確保、民間保有車両の借り上げ 2. 緊急通行車両の事前届出 3. 各部への配車
		庶務	4. 被害状況の記録 5. 動員職員等の公務災害
		罹災証明	6. 罹災証明書の発行
救護厚生部 ○住民生活課長 (福祉子ども課長) (健康保険課長)	避難係 ○福祉子ども課主幹 (住民生活課主幹) (斎場所長)	避難	1. 避難時における指示及び誘導 2. 避難所の開設及び運営 3. 避難所開設の公示と県への報告 4. 福祉避難所の開設及び運営員の派遣 5. 避難者の移送及び転出 6. 個別避難状況の把握
		遺体の捜索・ 処理・火葬	7. 遺体の捜索（警察と連携協力） 8. 遺体の保存に必要な物品の調達 9. 遺体の処理、火葬 10. 遺体の搬送（広域火葬）
		施設対策	11. 管理施設の被害状況調査 12. 管理施設の応急復旧
	環境係 ○住民生活課主幹 (清掃センター所長)	防疫	1. 防疫班の編成 2. 防疫用資機材の調達 3. 防疫活動の実施 4. 感染症患者の収容 5. 防疫措置の報告 6. 県の行う愛玩動物の保護・収容への協力
		環境衛生	7. し尿、生活ごみ、がれきの収集・処理 8. 入浴サービスの実施 9. 仮設トイレの設置 10. 廃棄物処理施設の被害状況調査 11. 廃棄物処理施設の応急復旧
	医療福祉係 ○健康保険課主幹 (福祉子ども課主幹)	ボランティア 対策	1. 防災関係団体等へのボランティア確保の協力依頼 2. 災害ボランティアセンターの設置 3. ボランティアの受入れ及び活動支援
		要配慮者 対策	4. 要配慮者への情報伝達（防災情報係と連携協力） 5. 要配慮者の避難誘導（避難係と連携協力） 6. 要配慮者の安否確認及び被災状況調査 7. 要配慮者が必要とする食料・生活必需品の調達及び供給（物資供給係と連携協力）
		医療救護	8. 医療救護班の編成 9. 医薬品、医療救護資器材の確保 10. 医療救護・助産活動の実施 11. 救護所の開設 12. 負傷者の搬送 13. 医療施設の被害状況調査 14. 避難所及び福祉避難所におけるメンタルヘルスケア 15. 避難所及び福祉避難所巡回支援チームの編成と運用支援

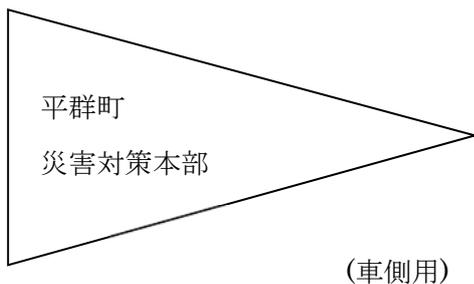
担当部署名		事務分掌	
部名 ○責任者 ( )副責任者	係名 ○責任者 ( )副責任者	主な内容	具体的な事務分掌
施設資材部A ○都市建設課長 (観光産業課長)	農林商工係 ○観光産業主幹	物資の調達・供給	1. 食料・生活必需品の調達及び供給 2. 食料・生活必需品の調達・供給状況の報告 3. 炊き出しの実施(学校給食センターと連携協力) 4. 義援物資の受付、保管、配分、避難所等への搬送
		農林業対策	5. 農林業の被害状況調査 6. 農林業施設の応急対策 7. ため池管理者との連絡調整
	土木施設係 ○都市建設課主幹	道路等の応急対策	1. 道路、橋梁、河川管理施設、砂防施設等の被害状況調査 2. 道路、橋梁、河川管理施設、砂防施設等の応急復旧 3. 復旧資機材の調達
		道路交通対策	4. 近隣市町村との道路交通情報の連絡 5. 交通規制の実施と迂回誘導 6. 交通規制情報の周知(広報係と連携協力) 7. 緊急交通路の確保 8. 道路占用施設管理者との情報連絡
		土砂災害対策	9. 土砂災害危険箇所の警戒巡視活動 10. 治山施設等の被害状況調査 11. 治山施設等の応急復旧
		町営住宅及び施設対策	12. 町営住宅の応急修理 13. 管理施設の被害状況調査と被災建物応急危険度判定の実施 14. 管理施設の応急復旧
		一般建築物対策	15. 一般建築物の被害状況調査と被災建物応急危険度判定の実施 16. 宅地被害状況調査と被災宅地危険度判定の実施 17. 応急仮設住宅の建設(災害救助法が不適用の場合) 18. 応急仮設住宅への入居選定 19. 建設資材の調達(災害救助法が不適用の場合)
施設資材部B ○上下水道課長	水道係 ○上下水道課主幹	応急給水	1. 給水資機材等の確保 2. 給水活動の実施
		水道施設の応急対策	3. 水道施設の被害状況調査 4. 水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
	下水道係 ○上下水道課主幹	下水道施設の応急対策	1. 下水道施設の被害状況調査 2. 下水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
教育総務部 ○教育委員会 総務課長	教育総務係 ○教育委員会 総務課主幹 (こども園園長) (給食センター所長)	教育対策	1. 災害情報の収集と学校等への伝達 2. 学校施設、児童・生徒等の被害状況調査 3. 学校等に対する避難所開設の依頼 4. 応急教育の実施 5. 就学援助 6. 学校等におけるメンタルヘルスケア(救護厚生部と連携協力) 7. 炊き出し
	社会教育係 ○教育委員会 総務課主幹	社会教育施設等の応急対策	1. 社会教育施設の被害状況調査 2. 社会教育施設に対する避難所開設の依頼 3. 文化財の被害状況調査と県文化財担当部局への通報

### 3-5 腕章、標識等

#### 1. 腕章

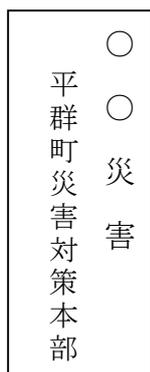


#### 2. 標識



(フロントガラス用)

#### 3. 本部会議室標識



### 3-6 被害の認定基準

種 別	内 容
住 家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は併せて1戸とする。</p> <p>また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。</p>
棟	<p>主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。</p>
世 帯	<p>生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。</p> <p>また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。</p>
死 者	<p>当該災害が原因で死亡し遺体を確認したもの。または、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。</p>
行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの</p>
負 傷	<p>災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは、1ヵ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1ヵ月未満で治療できる見込みのものをいう。</p> <p>なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障がい者等は再掲する。</p>
全全流	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</p>
半半	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用出来る程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</p>
大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。具体的には、「住家半壊」の基準のうち、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のもとする。</p>
床上浸水	<p>上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、または土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。</p>
床下浸水	<p>浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。</p>
一部損壊	<p>住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもので、補修を必要とする程度のも。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>
<p>※滅失世帯算定基準：全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり 1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり 1/2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり 1/3世帯</p>	

※①住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

②損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

③主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

### 3-7 災害救助法による救助の内容

(平成 31 年度 内閣府防災 (被災者行政担当))

#### 1. 避難所等の設置

##### ①避難所

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>320円</u> 以内	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

##### ②福祉避難所

区分	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>320円</u> 以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね 10 人の対象者に 1 人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費 などを加算できる。

#### 2. 応急仮設住宅の供与

##### ①建設型仮設住宅

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む (個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>5,610,000円</u> 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用 (6坪タイプ)、小家族用 (9坪タイプ)、大家族用 (12坪) の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね 50 戸に 1 施設設置可	50 戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長 2 年 (建築基準法 8 5 条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1 年を超えない期間ごとの延長が可能

## ②借上型仮設住宅

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	地域の実情に応じた額	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型仮設住宅と同様）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

## 3. 炊き出しその他による食品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1,140円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	

## 4. 飲料水の供給

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

## 5. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレトーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円

②住家の半壊、半焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円
冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円

※ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

## 6. 医療及び助産

### ①医療

区分	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（注）において医療（施術）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術 その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

### ②助産

区分	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

## 7. 被災者の救出

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

## 8. 住宅の応急修理

区分	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり584,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

## 9. 学用品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 4,400円以内 中学校生徒 4,700円以内 高等学校等生徒 5,100円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品 ④その他の学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③傘、靴、長靴等 ④運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノ、工作用具、裁縫用具等

## 10. 埋葬

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）： <u>211,300円</u> 以内 小人（12歳未満）： <u>168,900円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

## 11. 死体の捜索・処理

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり： <u>3,400円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： 1体当たり <u>5,300円</u> 以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上げ費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がある場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

## 12. 障害物の除去

区分	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>135,400円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 3-8 奈良県小災害の救助内規

(目的)

第1条 この内規は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しないがこれに準ずる災害（以下「小災害」という。）により、住家又は家財を滅失し、或いは住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して、迅速適切な応急救助を行なうことを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 小災害の範囲は、次のとおりとする。

(1) 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上の災害。

市町村の区域内の人口		住家の滅失 世帯数
5,000人未満		10世帯
5,000人以上	15,000人未満	13 "
15,000人以上	30,000人未満	16 "
30,000人以上	50,000人未満	20 "
50,000人以上	100,000人未満	26 "
100,000人以上		33 "

(2) 前項第1号の住家の滅失した世帯の数の算定にあつては、次の換算率によるものとする。

- (1) 住家の全壊（焼）、流失、埋没 1世帯
- (2) 住家の半壊（焼） 1/2 "
- (3) 住家の床上浸水 1/3 "

(救助の程度)

第3条 小災害により、り災した世帯に対して、次に定める範囲内において衣服・寝具その他生活必需品の給与を行なう。

り災世帯に対する衣服・寝具等の給与

災害救助法施行細則（昭和38年7月1日奈良県規則第10号）第5条別表第1の3を準用する。

(救助の方法)

第4条 知事は、この内規の適用を決定したときは、当該市町村長に通知すると同時に、第3条による救助物資を市町村長あてに送付し、市町村長は、り災世帯に配分するものとする。

(受領書及び救助実施報告書の提出)

第5条 市町村長は、前条の規定による救助物資を受領したときは、受領書（様式第1号）を、救助の実施を完了したときは、救助実施報告書（様式2号）をそれぞれ知事あて提出するものとする。

附 則

この内規は、昭和42年6月15日から適用する。

様式第1号

番 号  
年 月 日

奈良県知事

殿

平群町長

印

## 受 領 書

年 月 日発生の  
物資として下記のとおり受領しました。

災害における罹災者救助

### 記

物資の種類	数 量	備 考

様式第2号

番 号  
年 月 日

奈良県知事

殿

平群町長

印

## 援 助 実 施 報 告 書

年 月 日付け 社福第  
物資を別府のとおり配布したので報告します。

号をもって送付願った援助

様式第 2 号の 1

救援物資配分表

平群町長

番号	住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	内訳									救援物資の品名			物資給与の数量			備考 (給与月日)
				大人			中学生以上			中学生以下			毛布			毛布			
				男	女	計	男	女	計	男	女	計							
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
計	全壊	世帯	人																
	半壊	世帯	人																
	計	世帯	人																

### 3-9 平群町の警報・注意報発表基準

○府県予報区：奈良県 ○一次細分区域：北部 ○市町村等をまとめた地域：北西部

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	13
		土砂災害	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準	竜田川流域=16.7	
		複合基準 <sup>※1</sup>	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 平地：20cm、山地：30cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	竜田川流域流域=13.3	
		複合基準 <sup>※1</sup>	—	
		指定河川洪水予報	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ平地：5cm、山地：10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上 又はかなりの降雨 <sup>※2</sup>		
	低温	最低気温-5℃以下 <sup>※2</sup>		
	霜	4 月以降の晩霜		
着氷				
着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上、気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		
土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まったと判断される場合 <sup>※3</sup>			
竜巻注意情報	発達した積乱雲の付近で、竜巻等局地的な突風が発生すると判断される場合			

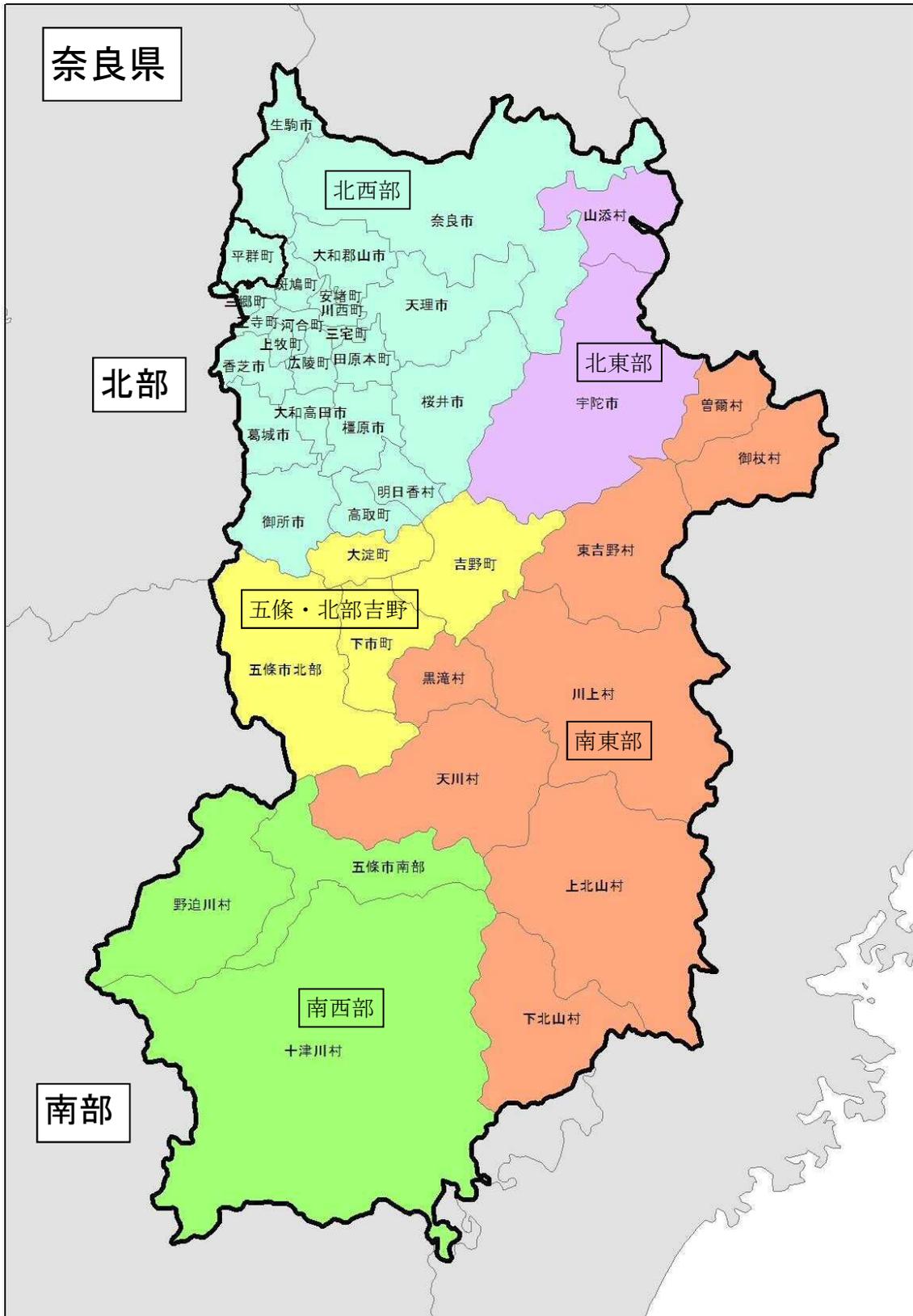
※1：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※2：気温は奈良地方気象台の値。

※3：発表単位は、市町村。

令和元年 5 月 29 日現在

3-10 気象予警報等細分区域



### 3-1-1 特別警報の発表基準

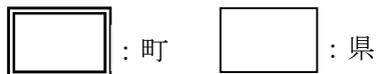
特別警報の発表基準は以下のとおりである。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		
波浪		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて気象台が判断する。

### 3-12 災害情報、被害情報報告系統

凡例

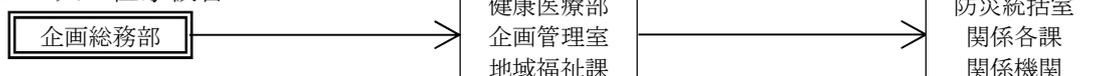


(1) 防災担当から県防災統括室への報告



(2) 各事業担当から県事業担当への報告

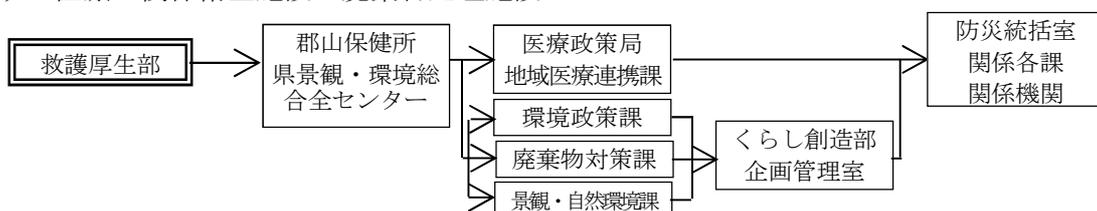
ア 人・住家被害



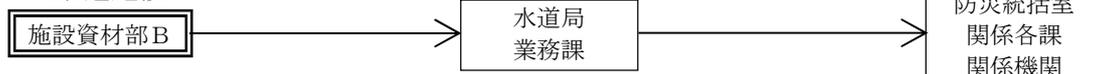
イ 福祉関係施設



ウ 医療・関係衛生施設・廃棄物処理施設



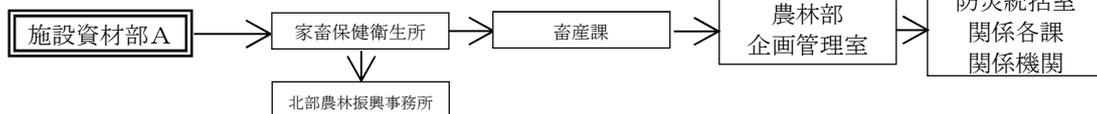
エ 水道施設



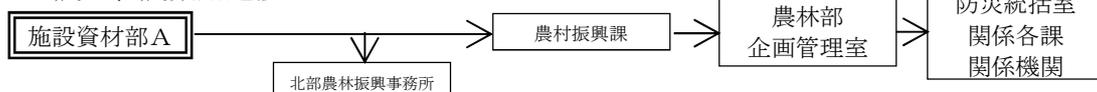
オ 農業生産用施設・農作物等



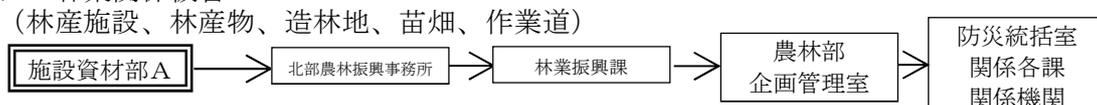
カ 畜産関係

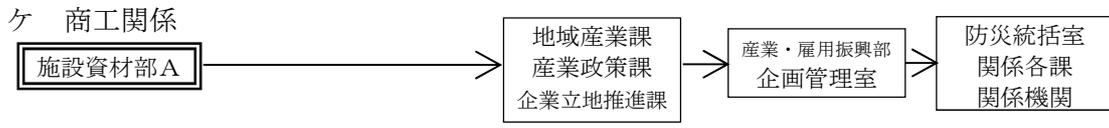


キ 農地、農業用施設

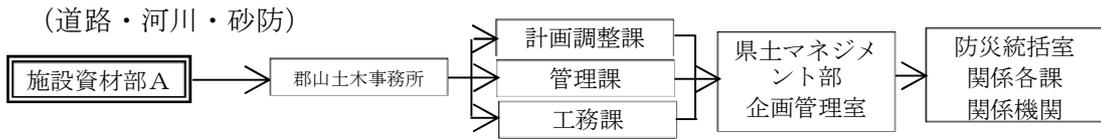


ク 林業関係被害

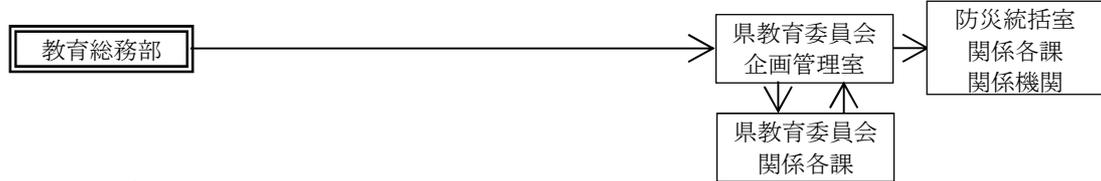




コ 公共土木施設等



サ 文教関係施設



シ 文化財



### 3-1-3 防災関係機関連絡窓口

#### 1. 平群町

名称	所在地	電話	FAX
平群町総務防災課	平群町吉新 1-1-1	0745-45-1001	0745-45-6619

#### 2. 警察・消防・自衛隊関係

名称	所在地	電話	FAX
西和警察署	王寺町葛下 1-7-9	0745-72-0110	
西和消防署	王寺町王寺 1-1-3	0745-73-1001	0745-32-7380
西和消防署北分署	平群町大字梨本 376	0745-45-3388	0745-45-3148
陸上自衛隊第4施設団	京都府宇治市広野町風呂垣外 1-1	0774-44-0001	

#### 3. 交通・通信・電気・ガス関係

名称	所在地	電話	FAX
西日本電信電話(株)(奈良支店)	奈良市下三条町 1-1	「113」(0120-444-113)	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社	大阪市北区梅田 1-10-1	06-6457-8950	
関西電力送配電(株)奈良支社	奈良市大宮町 7-1-20	0800-777-3081	
大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー北東部導管部)	大阪府東大阪市稲葉 2-3-17	0120-544-209	
一般社団法人奈良県LPガス協会	奈良市大森西町 13-12	0742-33-7192	0742-33-7193
近畿日本鉄道(株)	大阪市天王寺区上本町 6-1-55	06-6775-3608	
奈良交通(株)	奈良市大宮町 1-1-25	0742-20-3100	

#### 4. 奈良県・近隣市町関係

名称	所在地	電話	FAX
奈良県防災統括室	奈良市登大路町 30	0742-27-8425	0742-23-9244
郡山土木事務所	大和郡山市満願寺町 60-1	0743-51-0201	0743-55-3762
郡山保健所	大和郡山市満願寺町 60-1	0743-51-0191	0743-52-6095
生駒市防災安全課	生駒市東新町 8-38	0743-74-1111	0743-74-9100
三郷町総務課	三郷町勢野西 1-1-1	0745-73-2101	0745-73-6334
斑鳩町総務課	斑鳩町法隆寺西 3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011

## 5. 報道関係

名称	所在地	電話	FAX
朝日新聞社奈良総局	奈良市三条大路 1-9-17	0742-36-6331	0742-36-2332
毎日新聞社奈良支局	奈良市芝辻町 4-5-7	0742-34-1521	
読売新聞社奈良支局	奈良市法蓮寺町 141-1	0742-34-1101	0742-34-1103
産経新聞社奈良支局	奈良市油留木町 44-2	0742-26-6381	0742-27-2059
奈良新聞社	奈良市法華寺町 2-4	0742-32-2111	0742-32-2770
NHK奈良放送局	奈良市鍋屋町 27	0742-26-3411	
奈良テレビ放送(株)本社	奈良市法蓮佐保山 3-1-11	0742-24-2900	0742-24-2909
エフエム西大和(株)三郷事務所	三郷町勢野西 2-9-50	0745-33-3636	0745-33-3601

## 6. その他防災関係(国、協会等)

名称	所在地	電話	FAX
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141	06-6943-1629
大阪管区気象台(奈良地方気象台)	奈良市西紀寺町 12-1	0742-22-4445	
近畿農政局奈良県拠点	奈良市法華町 387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-1870	0742-36-2985
日本赤十字社奈良県支部	奈良市大安寺 1-23-2	0742-61-5666	0742-61-5756
日本郵便(株)奈良中央郵便局	奈良市大宮町 5-3-3	0570-072-092	
奈良県土地開発公社	大和郡山市満願寺町 60-1 奈良県郡山総合庁舎 3階	0743-51-0252	0743-51-2610
西和土地改良区	平群町吉新 1-1-1	0745-45-3313	
JANAならけん平群支店	平群町吉新 4-2-11	0745-45-0301	0745-45-5091
公益財団法人平群町地域振興センター	平群町平等寺 75-1	0745-45-8511	
社会福祉法人平群町社会福祉協議会	平群町西宮 2-1-6	0745-45-5710	0745-45-7363
一般社団法人 日本非常食推進機構	三重県四日市市浮橋 1丁目 4-3	059-328-5345	059-337-8147
公益財団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	奈良市紀寺町 866-4	0742-25-0122	0742-22-1572
一般社団法人奈良県医師会	橿原市内膳町 5-5-8	0744-22-8502	0744-23-7796
一般社団法人奈良県病院協会	橿原市大久保町 454-10	0744-25-7374	0744-25-4160
一般社団法人奈良県薬剤師会	橿原市久米町 926	0744-22-8413	0744-22-2739
一般社団法人奈良県歯科医師会	奈良市二条町 2-9-2	0742-33-0861	0742-34-1279
公益社団法人奈良県看護協会	橿原市四条町 288-8	0744-25-4014	0744-24-7703
近畿大学医学部奈良病院救命救急センター	生駒市乙田町 1248-1	0743-77-0880	0743-77-0890

名称	所在地	電話	FAX
県立医科大学附属病院高度救急救命センター	橿原市四条町 840	0744-22-3051	0744-22-4121
三室休日応急診療所	斑鳩町稲葉車瀬 2-5-18	0745-74-4100	0745-75-9191
奈良県西和医療センター	三郷町三室 1-14-16	0745-32-0505	0745-32-0517
恵王病院	王寺町王寺 2-10-18	0745-72-3101	0745-32-8146
奈良友誼会病院	上牧町服部台 5-2-1	0745-78-3588	0745-76-8156
奈良県総合医療センター	奈良市七条西町 2-897-5	0742-46-6001	0742-46-6011
一般社団法人生駒地区医師会	生駒市東新町 1-3	0743-75-3535	0743-75-5188
服部記念病院	上牧町上牧 4244	0745-77-1333	0745-77-1340
日本通運(株)奈良支店	大和郡山市横田町 1092-1	0743-56-2371	
公益社団法人奈良県トラック協会	大和郡山市額田部北町 981-6	0743-23-1200	0743-23-1212
奈良近鉄タクシー(株)	奈良市大安寺 1-3-3	0742-62-1332	0742-62-1300
奈良県教科書(株)	広陵町馬見北 3-2-31	0745-54-2201	0745-54-0301
(株)かんぽの宿平群	平群町上庄 2-16-1	0745-45-0351	0745-45-0353
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185	025-371-4151
(有)奈良八光環境社	天理市嘉幡町 416-4	0743-64-5500	
敷島製パン(株)大阪昭和工場	大和郡山市池沢町 349-12	0743-56-1341	0743-56-1780
奈良県電気工事工業組合	奈良市三条桜町 29-3	0742-33-4340	0742-34-8651
平群町上下水道サービスセンター	平群町若葉台 4-23-1	0745-45-5420	
市民生活協同組合ならコープ	奈良市恋の窪 1-2-2	0742-34-8731	
(株)ひかり	平群町三里 48	0745-45-4200	0745-45-4218
(有)馬本賢商店	平群町若井 589	0745-45-6666	0745-45-0500
NPO 法人信貴山観光協会	平群町信貴山 2280-1	0745-44-9855	0745-44-9856
(社)信愛会	平群町越木塚 336-1	0745-45-0865	0745-45-8213
セッツカートン(株)	兵庫県伊丹市東有岡 5-33	072-784-6001	072-784-6688
宮本組	平群町若井 35-20	0745-45-3267	
(株)関西メディコ	平群町上庄 1-14-12	0745-45-3993	0745-45-6591
イオンビック(株)	愛知県名古屋市中村区名駅5-25-8	052-533-6810	
平群町商工会	平群町福貴 1037-2	0745-45-1300	0745-46-2008
株式会社イカリトンボ	斑鳩町竜田 3 丁目 2-46	0745-75-2028	0745-74-6023
奈良県葬祭業協同組合	大和高田市三和町 5-37	0745-22-8755	
ひまわり生駒苑	上庄 1-15-16	0745-45-5511	0745-46-3156
株式会社アクティオ奈良営業所	大和郡山市発志院町 149-1	0743-59-6566	0743-59-6567

### 3-14 消防団条例

#### ○平群町消防団の設置等に関する条例

昭和45年12月25日  
規定第5号

(設置)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により、本町に消防団を置く。

(名称及び区域)

第2条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 平群町消防団  
管轄区域 平群町一円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。

### 3-15 消防団規則

#### ○平群町消防団規則

〔昭和30年8月1日  
規定第2号〕

改正 昭和45年12月25日規則第5号 昭和51年10月1日規則第17号  
平成27年3月16日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は平群町消防団（以下「消防団」という。）の組織、火害出動、表彰等について定めることを目的とする。

第2条 消防団の組織は、次のとおりとする。

団 長	1人
副 団 長	3人
分 団 長	3人
副分団長	3人
部 長	3人
班 長	6人
団 員	55人

2 団長は団の事務を統括し、団員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対して、その責に任ずる。

第3条 団長に事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは団長の定める順序に従い分団長または班長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職または心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては分団長、班長の命免を行うことはできない。

第4条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は2年とする。ただし、重任することを妨げない。

第5条 本部及び各分団の名称、位置、管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
本 部	大字吉新平群町役場内	平群町一円
第1分団	大字吉新	〃
第2分団	大字若井	〃
第3分団	大字吉新（町役場）	〃

2 各分団の定員は次のとおりとする。

本 部	7 名
第 1 分団	23名
第 2 分団	23名
第 3 分団	21名

(宣誓)

第 6 条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

### 宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並に偏見を避け、何人をもおそれず良心に従って忠実に消防の事務を遂行することを厳粛に誓います。

令和 年 月 日

平群町消防団

氏 名 印

(水火災その他の災害出場)

第 7 条 消防車が火災現場に赴くときは交通法規の定める走行料を従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘または警笛のみに限るものとする。

第 8 条 出火出場または引揚の場合に消防車に乗車する責任者は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員ならびに消防職員以外は消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は 1 列縦隊で、安全を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第 9 条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにも拘らず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第 10 条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当り、損害を最少限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合に、次に掲げる事項を遵守しまたは留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。  
(消防団長は、町長の所轄の下に行動しなければならない。)  
(消防団長は、水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。)
- (2) 消防作業は真摯に行わなければならない。
- (3) 放火口数は最大限に使用し消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならない。
- (4) 分団は相互に連絡協調しなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察署員または検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) ただちに町長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取扱うと共に公表は差控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 消防法規例規綴
- (8) 雑書綴

(教養及び訓練)

第15条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第16条 町長は、消防団または団員がその任務遂行にあたって功労特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については団長が表彰を行なうことができる。

第17条 前条の表彰は次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第18条 賞詞は消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第19条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者または団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防または鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における警戒防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力  
(服制)

第20条 消防団の服制は町長が別に規則で定める。

#### 附 則

この規則は、昭和30年8月1日から施行する。

#### 附 則(昭和45年12月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。

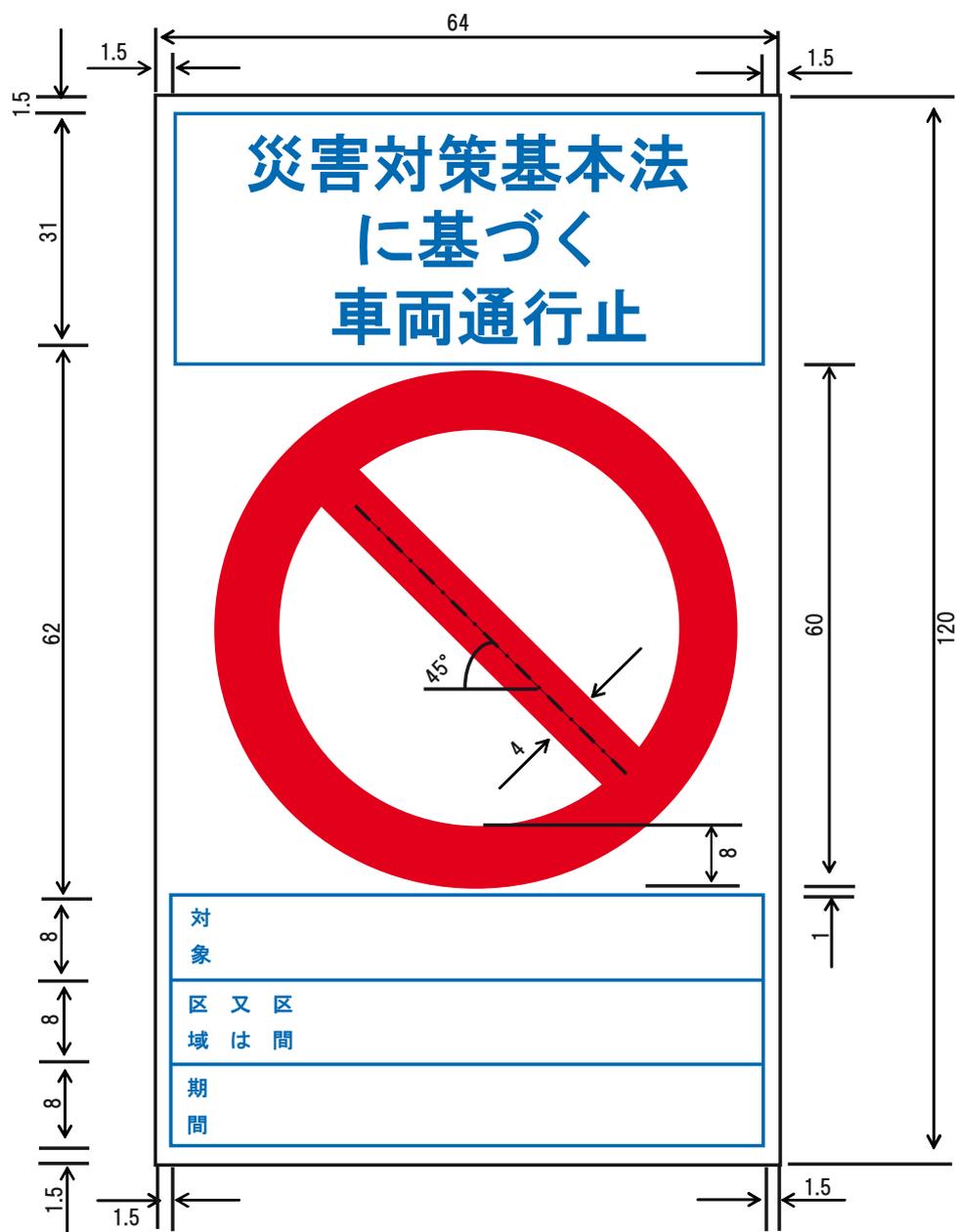
#### 附 則(昭和51年10月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成27年3月16日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 3-16 災害対策基本法に基づく車両通行止の標識



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### 3-17 応急給水栓設置場所

	施設名	所在地
1	平群調整池	白石畑 124-1
2	新平群ポンプ場	平等寺 188-1
3	送水管路	緑ヶ丘
4	平群町第1受水地（上下水道課）	若葉台

#### 4-0 災害復旧・復興計画各節担当確認表

第4部 災害復旧・復興計画	関係課、関係機関等
第1章 公共施設等の災害復旧計画	
第1節 公共施設の災害復旧計画	各課
第2節 激甚災害の指定に関する計画	各課
第2章 民有施設の災害復旧計画	
第1節 生活確保に関する計画	総務防災課、健康保険課、福祉こども課
第2節 義援金品等に関する計画	総務防災課、観光産業課
第3節 住宅復興計画	都市建設課
第4節 中小企業等の支援計画	総務防災課、観光産業課
第5節 罹災証明書の発行	税務課、総務防災課、西和消防署
第3章 災害復旧・復興計画	
第1節 災害復旧・復興計画の策定	政策推進課、総務防災課、都市建設課
第2節 災害復旧・復興計画本部等の設置	政策推進課、総務防災課、都市建設課

## 4-1 援助資金等の概要

### 1. 災害弔慰金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

### 2. 災害障害見舞金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	250万円
	②その他の者	125万円
障害の程度	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

### 3. 災害援護資金の貸付内容

対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された災害													
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は( )内の額	150万円 150万円 170万円(250) 250万円(350) 350万円  250万円 270万円(350) 350万円												
貸付条件	所得制限	<table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>(住民税における前年の総所得金額)</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)</td> </tr> </table> ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	世帯人員	(住民税における前年の総所得金額)	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
世帯人員	(住民税における前年の総所得金額)													
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)													
	利率	年1.5%(据置期間は無利子)												
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)												
	償還期限	10年(据置期間を含む)												
	償還方法	年賦又は半年賦												

#### 4. 生活福祉資金の貸付内容

資金種類	「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」 「生活復興支援資金」
実施主体	県社会福祉協議会（申請窓口は町社会福祉協議会）
対象災害	災害(火事等を含む)
対象者	○低所得者世帯（世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の 1.7 倍程度の世帯） ○障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯） ○高齢者世帯（65 歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね 2.5 倍程度の世帯）
貸付限度額	①総合支援資金 ○生活支援費 20 万円以内、○住宅入居費 40 万円以内、○一時生活再建費 60 万円以内 ②福祉資金 ○福祉費 580 万円以内等（種類により異なる）、○緊急小口資金 10 万円以内 ③教育支援資金 ○教育支援費 月額 6.4 万円（1.5 倍まで貸付可能）以内等、 ○就学支度費 50 万円以内 ④不動産担保型生活資金 ○不動産担保型生活資金 土地評価額の 70%、月 30 万円以内、○要保護世帯向け不動産担保型生活資金 土地評価額の 70%程度、生活扶助額の 1.5 倍以内 ⑤生活復興支援資金 ○一時生活支援費 120 万円以内、○生活再建費 80 万円以内、○住宅補修費 250 万円以内

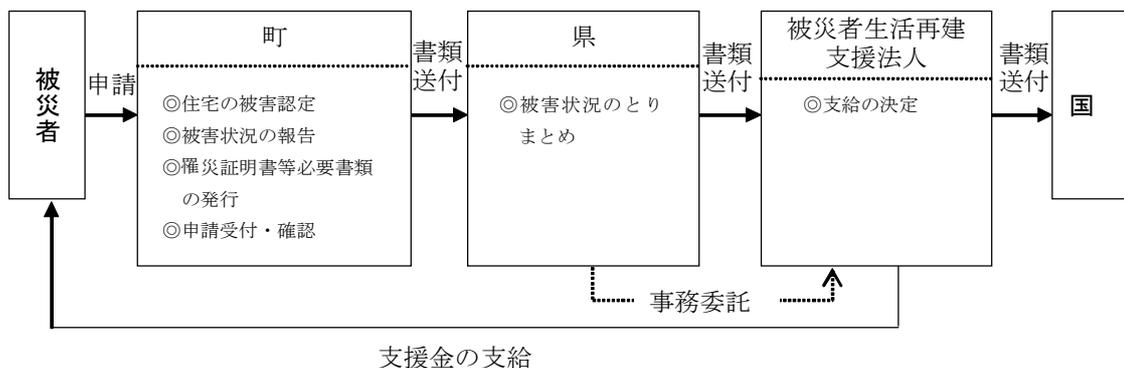
#### 5. 母子、父子並びに寡婦福祉資金の貸付内容

資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、町)
貸付対象者	①20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性及び男性 ②配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母であった者等
貸付限度額	150 万円以内（特別な場合 200 万円以内）
貸付利率	無利子（連帯保証人なしは年 1.0%）
据置期間	貸付の日から 6 ヶ月
償還期間	据置期間経過後 6 年以内（特別な場合 7 年以内）

## 6. 被災者生活再建支援金

1. 対象となる災害	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、③④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害</p>																																																	
2. 被害の認定	<p>町は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。なお、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。</p>																																																	
3. 支給対象世帯	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																																																	
4. 支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。          （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）          複数世帯の場合 <span style="float: right;">（単位：万円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯等</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">解体世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期避難世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金          加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金</p>	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊世帯等	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	賃貸	100	50	150	解体世帯	建設・購入	100	200	300	賃貸	100	50	150	長期避難世帯	建設・購入	100	200	300	賃貸	100	50	150	大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃貸	50	50	100
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																														
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300																																														
	補修	100	100	200																																														
	賃貸	100	50	150																																														
解体世帯	建設・購入	100	200	300																																														
	賃貸	100	50	150																																														
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300																																														
	賃貸	100	50	150																																														
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250																																														
	補修	50	100	150																																														
	賃貸	50	50	100																																														
5. 支給申請	<p>町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は町から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。</p>																																																	

### ■ 被災者生活再建支援金の支給手順



## 4-2 融資制度等の概要

### 1. 緊急支援資金

#### ①経済変動対策資金

融資対象	<p>1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者</p> <p>(1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者</p> <p>(2) 災害により被害を受けた者（事実発生の翌日から1年以内）</p> <p>(3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する者（事実発生の翌日から1年以内）</p> <p>(4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者</p> <p>2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者</p> <p>3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者</p>	
資金使途	設備資金（上記融資対象者1 (3)、2を除く）	： 運転資金
融資限度額	5,000万円	： 5,000万円
融資期間	7年以内（内据置1年以内）	： 7年以内（内据置1年以内）
融資利率	5年以内 1.775% 5年超 1.975%	： 5年以内 1.775% 5年超 1.975%
担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要</p> <p>担保は必要に応じて提供</p> <p>法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</p>	
保証料率	0.45%～1.56%	
取扱金融機関	<p>商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西みらい銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫、三井住友銀行</p>	

②セーフティネット対策資金（1～6号は責任共有制度対象外）

融資対象	<p>中小企業信用保険法第2条第4項各号の「特定中小企業者」として市区町村長の認定を受けた者。</p> <p>1号：連鎖倒産の防止</p> <p>2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限</p> <p>3号：突発的災害（事故等）</p> <p>4号：突発的災害（自然災害等）</p> <p>5号：業況の悪化している業種（全国的）</p> <p>6号：取引金融機関の破綻</p> <p>7号：取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整</p> <p>8号：取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権譲渡</p>
資金使途	運転資金
融資限度額	5,000万円
融資期間	7年以内（内据置1年以内）
融資利率	<p>5年以内 1.775%</p> <p>5年超 1.975%</p>
担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要</p> <p>担保は必要に応じて提供</p> <p>法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</p>
保証料率	<p>1～5号 0.70%</p> <p>7・8号 0.63%</p>
取扱金融機関	<p>商工組合中央金庫、南都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、第三銀行、関西みらい銀行、新宮信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫、三井住友銀行</p>

## 2. 農業者への融資資料

### ①株式会社日本政策金融公庫からの融資

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期 間	うち据 置期間
農林漁業施設 資金 (災害復旧)	災害により被害を受け、農 林漁業施設等の復旧を行う ために必要な資金 (1) 果樹の改植等（主務大 臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園 地整備、果樹棚の設備、樹 苗養成等に要する費用 (2) 個人施設（主務大臣指定 施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理 用施設、農産物処理加工施 設、農機具等の復旧に要す る費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する 農林水産物の生産、流通、加 工、販売に必要な共同利用 施設等の復旧に要する費用	農林漁業を営む者、農 協・農協連、土地改良 区・同連合、農業共済組 合・同連合会等	0.02%  (令和 元年9 月19日 現在)	(1) 25年 以内  (2) 15年 以内  (3) 20年 以内	(1) 10年 以内  (2) 3年 以内  (3) 3年 以内
経営体育成強 化資金	経営改善資金計画又は経営 改善計画に基づいて行う農 業経営の改善を図るために 必要な資金	農業を営む個人、法人・ 団体であって、経営改 善資金計画又は経営改 善計画を融資機関に提 出された方	0.02%  (令和 元年9月 19日現 在)	25年以 内	3年以内
農業基盤整備 資金 (災害復旧)	農地、牧野又はその保全、も しくは利用上必要な施設の 災害復旧	農業を営む者、土地改 良区・同連合、農協・農 協連等	0.02%～ 0.17%  (令和 元年9月 19日現 在)	25年以 内	10年以 内
農林漁業セー フティネット 資金	災害により売上が減少した ため必要となった事業運転 資金	農林漁業者	0.02%  (令和 元年9月 19日現 在)	10年以 内	3年以内

注1) 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動する。

②天災資金

貸付種別	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災	経営資金 一般天災 注1)	種苗、肥料、飼料、 薬剤、家畜、取得 等農林業経営に必要 な資金	被害農林業者 ①農業にあつては、 年収量30%以上の減 収でかつ年収10%以 上の損失額または3 0%以上の樹体損失 額のある者 ②林業にあつては、 年収入10%以上の損 失額のある者または 50%以上の施設損失 額のある者	3.0% 以内 ～ 6.5% 以内	3～6 年以内	個人 200万円 法人 2,000万円
	激甚災 注1)				4～7 年以内	個人 250万円 法人 2,000万円
資金	事業資金 一般天災 注1)	天災により被害を 受けたために必要 となった事業運転 資金	在庫品等に著しい被 害を受けた農協、農 協連、森組、森組連	6.5% 以内	3年以内	組合 2,500万円 連合会 5,000万円
	激甚災 注1)					組合 5,000万円 連合会 7,500万円

注1)一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚法の適用をも受ける天災をいう。  
注2)貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

## 様式一 1 緊急通行車両等確認申出書

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申出書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;">奈良県公安委員会 殿</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     申出者住所                      (電話)                      氏 名 <span style="float: right;">印</span> </div>					
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">電話 (       )       -</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住 所	電話 (       )       -	氏 名	
住 所	電話 (       )       -				
氏 名					
出発地					
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。					

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式－２ 緊急通行車両等事前届出書（届出済証）

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書  奈良県公安委員会 殿  年 月 日  届出者住所 (電話) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		第 号 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  奈良県公安委員会 <span style="float: right;">㊟</span>
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式－３ 規制除外車両確認証明書

第 号	
年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
奈良県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途	
使用者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

## 様式－４ 規制除外車両確認申出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両確認申出書  年 月 日 奈良県公安委員会 殿  申出者住所 (電話) 氏 名 <span style="float: right;">印</span>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所
	氏名
出発地	
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

備考1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式－5 規制除外車両事前届出書（届出済証）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会 <span style="float: right;">㊟</span>
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 ( ) 局 番 氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正面2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。		

備考1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式－6 標章

標 章



- 備考) 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 様式一 7 自衛隊の派遣要請書

文 書 番 号

年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

平 群 町 長

印

自衛隊災害派遣について

災害対策基本法第68条の2により下記のとおり災害派遣を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項

## 様式－8 自衛隊の撤収要請書

	文書番号
	年 月 日
奈良県知事殿	
平群町長	印
自衛隊災害派遣部隊の撤収について	
災害対策基本法第68条の2により災害派遣依頼をしましたが、応急作業が一応終わりましたので下記のとおり撤収をお願いします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容	
3. その他参考となるべき事項	

# 様式－9 災害概況即報

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )			
火元の業態・用途			事業者名 (代表者氏名)			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損程度	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> a
罹災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他		台 台	人 人 人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人 ( 人)		
			重症	人 ( 人)		
			中等症	人 ( 人)		
			軽症	人 ( 人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( )	人( )
		重症	人( )	人( )
		中等症	人( )	人( )
	計 人	軽症	人( )	人( )
	不明			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)	報告者名

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

被害状況即報

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名 報 告 番 号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha		
	(月 日 時現在)				冠 水	ha		
所 属 名			畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
報 告 者 名			文 教 施 設		箇所			
連 絡 先 ☎			病 院		箇所			
区 分		被 害		そ の 他	道 路	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			橋 り ょ う	箇所		
	行 方 不 明 者	人			河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾	箇所	
		軽 傷	人			砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所	
			世帯			崖 く ず れ	箇所	
			人			鉄 道 不 通	箇所	
	半 壊		棟			被 害 船 舶	隻	
			世帯			水 道	戸	
			人		電 話	回線		
	一 部 破 損		棟		電 気	戸		
			世帯		ガ ス	戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟		罹 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		罹 災 者 数	人			
		人						
非 住 家	公 共 の 建 物	棟		火 災 発 生	建 物	件		
	そ の 他	棟			危 険 物	件		
					そ の 他	件		

区 分		被 害	市 対	名 称		
公共文教施設	千円		町 策	設 置	月	日 時
農林水産業施設	千円		村 本	解 散	月	日 時
公共土木施設	千円		災 部	災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合のみを記入すること。		
その他の公共施設	千円		【住民避難の状況】			
小 計	千円		地区名			
そ の 他	農業被害	千円	世帯数			
	林業被害	千円	人 数			
	畜産被害	千円	種 別			
	水産被害	千円	(避難指示・避難勧告・避難準備・高齢者等 避難開始・自主避難)			
	商工被害	千円	原 因			
			発令時刻			
			解除時刻			
その他	千円		避難場所 (詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入)			
被害総額	千円		消防職員出動延人数	人		
			消防団員出動延人数	人		
災害発生場所						
災害発生日時						
災害の種類概況						
応急対策の状況						
119番通報件数						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数）</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等）</li> <li>・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）</li> <li>・ その他関連事項</li> </ul>						

\*1 被害額は省略することができるものとする。

\*2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

# 様式一 10 被害状況即報

## 被害状況報告様式 (災害概況即報・被害状況即報)

市町村名 (消防(局)本部名)		被害情報の 有無 (いずれか に○を)	有り・無し	◎被害情報がない場合も必ず報告 してください。
課(室)名				
報告者名				◎第1報は県からの依頼後速やか に、第2報以降は県から求める時 刻までに必ず報告願います。
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時 分現在)			

### 1 被害の状況 (被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください)

区分	件数	摘要		
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入(ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園	
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
火災被害 (地震の場合のみ)	建物	件		
	危険物	件	高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	その他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上記以外※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

### 2 避難の状況 (該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください)

該当の有無(いずれかに○を)	有り・無し
----------------	-------

### 3 市町村災害対策本部の設置状況 (災害対策基本法に基づき、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください)

名称	設置	月 日 時 分
	廃止	月 日 時 分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙 1 被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）： \_\_\_\_\_

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所（地区名）	年齢	性別	被災状況	
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折	(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況	
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった	(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況（通行規制、復旧状況）	
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中	(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		



別紙 2-2 避難指示等の発令状況

市町村名： \_\_\_\_\_  
 月 日 時 分現在

1 避難指示（緊急）

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
〇〇町〇丁目	15	55	〇日 15:00	
計				

(記入例)

2 避難勧告

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

3 避難準備・高齢者等避難開始

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

4 自主避難の状況（上記以外の地区での避難状況）

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

# 様式一 1 1 災害年報

第 3 号様式 災害年報

市町村名

区分	発生年月日		災害名						計
人的被害	死者	人							
		行方不明	人						
	負傷	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
世帯									
人									
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

市町村名

区分	災害名		発生年月日					計
	発生年月日	災害名						
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建	物 件						
	危	険 物 件						
	そ	の 他 件						
罹	災 世 帯 数	世 帯						
罹	災 者 数	人						
公 立 文 教 施 設	冊		( )	( )	( )	( )	( )	( )
農 林 水 産 業 施 設	冊		( )	( )	( )	( )	( )	( )
公 共 土 木 施 設	冊		( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 の 公 共 施 設	冊		( )	( )	( )	( )	( )	( )
小 計	冊		( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他	農 産 被 害	冊						
	林 産 被 害	冊						
	畜 産 被 害	冊						
	水 産 被 害	冊						
	商 工 被 害	冊						
	そ の 他	冊						
被 害 総 額	冊							
市 町 村 災 害 対 策 本 部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

## 様式一 1 2 罹災証明書

(1) 罹災証明申請書・証明書

### 罹災証明申請書

令和 年 月 日

平群町長 宛

※太枠内を記入してください。

調査済証整理番号

申請者	住所			
	(ふりがな) 氏名		所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	現在の連絡先		TEL	
罹災した建物の所有者 <input type="checkbox"/> 上記と同じ	住所			
	(ふりがな) 氏名 (登記名義人等)			
	現在の連絡先		TEL	
罹災世帯の 構成員 (被災者支援 制度の場合のみ 記入)	氏 名	続柄	氏 名	続柄
罹災建物 の場所	罹災所在地	平群町		
	罹災の原因	令和 年 月 日に発生した の災害による。		
	罹災の状況			

### 罹災証明書

上記の「罹災状況」に基づき、被害の程度は次のとおりであることを証明します。

罹災原因	令和 年 月 日に発生した の災害による。
罹災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 一部損壊
備 考	

令和 年 月 日

平群町長

印

(注意事項)

- 被災家屋の罹災証明書を1世帯当たり1枚発行になりますので、大切に保管してください。
- 申請者が本人もしくは同一世帯の方以外の場合は、委任状が必要です。
- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

事務処理 本人確認欄	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
---------------	---

(2) 罹災証明申請受付・交付簿

番号	受付年月日	証明区分	住 所	氏 名	交付年月日	証明書番号	交付枚数	罹災物件	被害の程度	現地調査日	取扱者	備考
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		
	・ ・	罹災証明書			・ ・				全・大半・半・一部	・ ・		